

社会主義 体制史研究

2号(2018年8月)

(論文) CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応
—東独の新外国旅行政令と「壁は100年存続」発言— 青木國彦



『社会主義体制史研究』は、不定期刊・無料のオンライン・ジャーナルです。
旧社会主義諸国(共産圏)の歴史と、社会主義や共産主義の思想・理論を
対象に批判的検証を志しています。

本誌掲載ウェブサイト：<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss/>

本誌発行：社会主義体制史研究会

サイズ：A4

連絡先：aoki_econ@tohoku.ac.jp (円マークを半角アットマークに代えてください)

目次

(論文) CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応
—東独の新外国旅行行政令と「壁は100年存続」発言— 青木國彦 1

表紙写真(© Kunihiko AOKI)

写真は2枚とも、東独が各企業に組織した民兵「労働者階級戦闘団」(Kampfgruppe)のベルリン経済大学隊への名誉称号「Werner Lamberz」の授与式(1981年9月14日)。

民兵組織が大学にもあること、その儀式が平日の学内で大々的におこなわれることに仰天した。残念ながら正面から撮影することができなかった。戦闘団はベルリンの壁建設時にブランデンブルク門に機関銃(但し実弾なし)を持って陣取ったことで世界に知られた。

同大学は東独の経済実務と経済研究の幹部養成センターであり、1969年に独自の社会主義構成理論を打ち出した経済学教科書(向坂逸郎監修『社会主義経済学:ドイツ民主共和国における理論と実践』上下、河出書房新社1972)の編纂拠点であり、1980年代初めにも新たな経済学教科書を、私が世話になった社会主義政治経済学講座主任教授シュリーサー(Waldfried Schließer)が中心になって編纂した。

しかし完成後、政治局員ミッターク(Günter Mittag)の鶴の一声でボツになった。当時シュリーサーが私にそれを伝えた時、当然私は理由を尋ねたが、監修者であり内容を承認していたコツィオレク(Helmut Koziolk, SED 附属経済運営中央研究所長、SED 中央委員)からミッタークによる出版不可の通知を伝達されただけだとのことであった。体制転換後にシュリーサーに、この経緯を公表するように勧めたが、「人生やり直し、回想は出さない」との返事だった。彼は昔の専門(保険経済学)を活かしてウィーンのある大学に職を得て、人生のやり直しに成功した。その際私も推薦状を書くよう頼まれたが、それが多少でも役立ったかどうかは知らない。(青木國彦)

CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応 — 東独の新外国旅行行政令と「壁は 100 年存続」発言 —

青木國彦(東北大学名誉教授)

Die Reaktion der DDR-Führung gegen Abschliessendes Dokument des Wiener Treffens der KSZE

Kunihiko AOKI

(Professor emer., Dr., Tohoku University)

目次

1. はじめに 1
2. CSCE(全欧安保協力会議)ウィーン会議の特徴 2
3. ホーネッカー:壁は 100 年でも存在し続ける 2
4. CSCE ウィーン会議最終文書(1989 年 1 月 15 日)の
出国権 3
5. CSCE ウィーン会議最終文書の東独の扱い 6
6. CSCE ウィーン会議東独代表代理の回想 8
7. 東独代表代理の回想について 10
8. CSCE ウィーン会議西独代表団員の報告 13
9. 新外国旅行行政令(1988 年 11 月 30 日) 15
10. シュタジ大臣ミールケの狼狽と対策(1989 年 4 月
28 日) 17
11. 結論:クレンツの「出国問題の全般的解決のための
3 つの案」(1989 年 10 月 3 日)を紹介しつつ 18
表 1 20
略語・紙誌略語・引用文献 21

1. はじめに

東独 SED 書記長・国家評議会議長・国防評議会議長
ホーネッカー(Erich Honecker)は、1989 年 1 月 19 日
に「壁は 50 年、いや 100 年でも存在し続けるだろう」(以
下 100 年発言)と発言して、非難が殺到した。だが、実際
には壁の余命は 11 ヶ月に満たなかった。

この発言は頻繁に引用されるが、その際、文脈には触
れられることが少ない。これは、全欧安全保障協力会議
(CSCE)のウィーン会議閉幕の日の発言であることが象
徴するように、同会議における西独、米国、そしてとりわ
けソ連の態度への怒りがもたらした発言であり、同月 15
日に東独も署名した同会議最終文書への不満の表明で
もあった。

100 年発言は、怒りが背景にあったとはいえ、ほぼ原
稿のとおり発言であって、感情が暴走した突発的アドリ
ブではなかった。信念の吐露であったとさえ言い得る。実
際の発言では原稿にない「100 年」の与件を付け加えた
ので、彼は原稿作成時よりは冷静であった(詳細後述)。

100 年発言を知った東独市民の絶望感と反発は言うま
でもない。ちょうど新外国旅行行政令が年初から発効した
ばかりであり、この種の規定の公表は初めてであり、かつ
東独の従来に比べれば西側への旅行や移住の許可基
準が緩和され、不許可の場合の行政への不服申し立て、
さらには裁判所提訴が制度化されるなど、不十分ながら
改善が見られたばかりの出来事であった。この発言によ
って出国を急ぐ気になった市民が増えたに違いない。

他方で、100 年発言の翌々日の党機関紙 ND(「新ドイ
ツ」の意味)は CSCE ウィーン会議最終文書を紹介した
が、そこには東独を含む参加諸国は出国権を「無制限に
尊重する」とあった。これは東独も批准していた国際自由
権規約にあるのだから、当然のこととはいえ、現実には東
独は、一部の東欧諸国以外への合法的出国を厳しく制
限し(とはいえ特に 1980 年代後半には事実上の緩和)、
非合法逃亡を壁や高性能金属格子フェンス等と(以前は
自動射撃装置や埋設地雷も)、カラシニコフ装備の国境
兵による射撃で阻止してきた。

CSCE ヘルシンキ宣言(1975 年)以来東独国民、とり
わけ出国希望者の CSCE への関心は非常に高かったの
で、彼らは、西独テレビも伝えるこの最終文書のニュース
に注目したはずである。

東独ではすでに以前から、「出国」(Ausreise)は、帰
国しない出国＝「恒久的出国」(移住)の略語になり、出
国希望者はその意思表示として、白いリボンを付けたり、
車や住宅の窓に白色の頭文字「A」を表示して示威して
いた。白が 1983 年以来彼らのシンボルカラーであった¹。

彼らをはじめ誰の目にも 100 年発言と最終文書の食
い違いが目立った。

その上、2 週間後にベルリンの壁での射殺事件が起こ
った。射殺されたのは、東ベルリン・トレプトウ区の運河沿
いの壁を友人とともに越えようとしたギュフロイ(Chris
Gueffroy)である。これは結果的には壁での最後の射殺
となった(最後の死者ではない)。

100 年発言の際を含めてホーネッカーが繰り返し強調
した壁の存在理由、つまり壁は外部(ファシスト)の攻撃か
ら国民を守るためであるということが真っ赤なウソであり、
自国からの逃亡者を射殺する仕組みであることがギュフ
ロイ事件によってまたも露呈された。

この事件にも非難轟々であった。特にウィーン会議閉
幕直後だけになおさらであった。

本稿は CSCE ウィーン会議と東独の関係を出国権お
よびそれに関連する事柄に限って明らかにしたい。

なお、ホーネッカーは 100 年発言の 3 ヶ月後に、国境
での射撃停止命令を出すことを決断した。そこには諸要
因が働いたが、それらの中でもウィーン会議最終文書や
ギュフロイ事件は主要因に含まれる。射撃停止命令につ
いては、ギュフロイ事件の詳細を含めて別稿とする。

¹ 日本の運転初心者マークに当たる表示も「A」(後ウィンドウに

白いテープを貼り付ける手作り)であった。

2. CSCE ウィーン会議の特徴

CSCE ウィーン会議では参加諸国(アルバニア以外の全欧と米国、カナダ)が1989年1月15日に最終文書に署名した。その冒頭部分である「ヨーロッパ安全保障の諸問題」(いわゆる第1バスケット)の中の「諸原則」の第20項に、人々の国内の移動と居住、国外への出国と帰国の自由を定めた(CSCE 1989;1989a)。

これについて吉川(1994:153-4)は次のように評した:

「ウィーン最終文書では、西側の主導のもとに“自国の国境内での移動及び居住の自由を享受する権利”,並びに“自国を含むいずれの国をも去り、また自国に帰国する権利”が新たに規定された。もともとヘルシンキ宣言には移動の自由に関する規定は存在せず、第3バスケットにおいて人的接触に関する取り決めがあったにすぎないが、ウィーン最終文書では、新たに追加された移動の自由の規定を、人的接触に関する第3バスケットとの関連ではなく、[参加国の相互関係を律する]10原則関連規定[ヘルシンキでは10項目だが、ウィーンでは27項目]のなかに位置付けることによって、人の国際移動の自由をヨーロッパの安全保障のための参加国が遵守すべき行動規範のひとつに含めることに合意した」。

つまり、ウィーン会議最終文書の特筆すべき結果の1つが、移動・居住・出国・帰国の自由を、「諸原則」(Prinzipien, Principles)の中に明記したことであった。これは東独当局にとって国のあり方の根本に触れる難題の、より明確な突きつけであった。

だから、「CSCE ウィーン会議とその1989年1月の最終文書はこの問題でのDDR[東独]の自由裁量をますます狭めた」(Hertle 1996:87)。

この問題が東独にとって他の東欧諸国やソ連に比べて難題であったのは、西独が東独独自の国籍(DDR 国籍)を認めず、両独全体をカバーする「ドイツ国籍」としていたからである²。そのため東独国民も潜在的には西独国民であり、東独からの出国者はただちに西独国民になること、すなわち西独旅券を受け取ることができ、難民認定されるかどうかのリスクなしに保護された。

但しウィーン会議最終文書がヘルシンキ宣言10原則の意義を低めるものではない。そこには、出国・移住権の明記はなかったが、そのうちの第7原則は、その表題に「思想、良心、宗教、信条の自由を含む、人権と基本的自由の尊重」とあったように、「人権と基本的自由の尊重」を謳った(詳しくは吉川 1994: 69-70)。

「人権と基本的自由」に出国権が含まれることは、世界人権宣言に明らかであり、東独も批准した国際自由権規

約にも明記されている。そこで東独出国運動は、ヘルシンキ宣言署名直後から、宣言を、国際自由権規約や世界人権宣言と絡ませて、運動の旗印とした。それは東独当局に対する強い攻撃力を持っていた(青木 2009)。

出国希望者が頼りにした東独教会も直ちに動いた。例えばヘルシンキ宣言署名直後、1975年10月27-31日にヨーロッパ教会会議(Conference of European Churches, CEC)はヘルシンキ宣言の「意義を見究めるための大きく、かつハイレベルの会議を開催し」、アルバニア以外の全欧のプロテスタント・カトリック両方の136教会が関わった。開会説教は東独の福音監督シェーンヘル(Albrecht Schönherr)³や同クルシェ(Werner Krusche)が行なった。以後東独全土で牧師たちが「ヘルシンキの規範を彼らの信徒たちと議論し始めた」(Thomas 2001:101-102)。

従って、ヘルシンキ宣言もすでに出国権要求の拠り所であったが、ウィーン最終文書のこの点での意義は、「諸原則」第20項にそれを明記することによって一層強調し、さらに重要なことに、第21項によって出国権の制限を強く制限したことにある。第21項の意義がとりわけ重いと私は思う。

3. CSCE ウィーン会議最終文書の出国権

上記のように、CSCE 最初の最終文書であるヘルシンキ宣言(1975年)でさえ東独の出国希望者にとって、国際自由権規約と世界人権宣言などともに、大きな拠り所であった。

CSCE ウィーン会議最終文書は、ヘルシンキ宣言に比べ、出国の自由を一層強調し、ヨーロッパ安全保障の「諸原則」の1つ(第20項)にまで高めた。これは、隔離政策を国家存続のための支柱と考える東独当局には大打撃、出国希望者にはなお一層強い拠り所であった。

第20項:

「参加諸国は、以下の各人の権利を無制限に尊重する⁴:

— いずれかの国の内部における住居移転の自由と居住地の自由選択、

— 自国を含むすべての国からの出国と自国への帰還」(CSCE 1989、以下でも特記しない限り、ウィーン会議最終文書訳はこのドイツ語版による)。

それのみならず、「無制限に尊重する」ということの意味を諸原則第21項においてさらに明示した。第21項は、これらの権利を制限する場合は、法律に定めることと、「特に」国際自由権規約と世界人権宣言に合致する制限であること、制限の乱用や恣意的利用をせず、これらの権利の擁護となるような制限であることも定めた。

従って第20項は第21項によって恣意的制限を許さ

² 東独の1949憲法も「ドイツ国籍」であった(第1条)が、1968年制定の憲法以後は独自の「DDR 公民権」とした(第19条)。

³ シェーンヘルは当時東独の福音教会指導部会議議長・福音教会同盟議長であった。1978年3月6日にはホーネッカーと政教首脳会談をした。それについてホーネッカーによれば、「老福音監督シェーンヘルは当時、教会は自らを、社会主義社会と並ぶものでもそれに反対するものでもなく、社会主義の中

の教会として理解するのであって、教会は西側のトロイの木馬であってはならないと言明した」(1988年3月3日福音教会指導部会議議長ライヒ(Werner Leich)との会談についての当局側記録 DY 30/ J IV 2/2/ 2263)。

⁴ 「無制限に尊重する」は、uneingeschränkt achten(CSCE 1989), win respect fully(同1989a)。

れない「無制限」の権利と規定されたのだから、第 21 項の意義は計り知れない。

第 21 項:

「参加諸国は、上記の諸権利の行使が、法律に定められ、かつ国際法上の義務、特に市民的権利と政治的権利についての国際協定〔自由権規約〕、その他の国際的義務、特に世界人権宣言と一致する例外以外のいかなる制限のもとにもないことを保証するだろう。これらの制限は例外の性格を持つ。参加諸国はこれらの制限が乱用や恣意的利用をされず、これらの権利の有効な行使を擁護する形でなされるように取り計らうだろう」⁵ (CSCE 1989)。

東独当局にとってきわめて都合の悪いこれら 2 項目は自国民向けにどのように紹介されたのであろうか。

東独では ND (1989.01.21/22) が CSCE ウィーン会議最終文書を抜粋掲載した(抜粋の問題点は後述)。そこでは、第 20 項は全部収録された。第 21 項については、前半(……いかなる制限のもとにもないことを保証するだろう)が収録されたが、それ以後の文(これらの制限は例外の性格……)は削除された。

これが削除されても収録部分に、「制限」は自由権規約や世界人権宣言などに「一致する」ものに限られるとあるのだから、出国希望者にとっては十分であり、削除は無意味であった。しかし当局にとっては、「例外の性格」や「乱用や恣意的利用」禁止、制限を「これらの権利の有効な行使を擁護する形」に限る、など自らの手を明確に縛る言葉が並んだので、削除しただろう。この削除は第 21 項の重みの裏付けでもある。

4. ホーネッカー: 壁は 100 年でも存在し続ける

CSCE ウィーン会議閉幕の日と同じ 1989 年 1 月 19 日に、自国民の出国制限を象徴するベルリンの壁について、上記のように、ホーネッカーが「壁は 50 年、いや 100 年でも存在し続けるだろう」(100 年発言)と言った。

この発言は CSCE ウィーン会議における西独外相ゲンシャーと米國務長官シュルツの役割を名指しで批判しつつ行なわれた。

そのニュースはすぐに世界に伝わり、呆れと怒りの反応が生じ、東独国内でも、「この一文に皆が茫然として街角で議論した」(Ide 2014)。東独終焉後も、壁関連行事があるたびにこの発言が引き合いに出される。

この発言は、あまりに感情的で、政治的冷静さを欠いているので、彼の感情に任せたアドリブだと思われるかもしれない。しかしそうではなく、用意された原稿にあった。

スタッフが作ったであろう案(タイプ印刷)の一部に、事前にホーネッカー自身が挿入や修正、取消し線、読み上げの際の区切り線を加えた原稿が残っている(DY

30/2333: Bl.17-24)。これは東独トーマス・ミュンツァー委員会⁶の 1989 年 1 月 19 日の会議(図 1)の結語として用意された。以下これを手書きを含め結語原稿と呼ぶ。

図 1 トーマス・ミュンツァー委員会会議記事

Tagung des Thomas-Müntzer-Komitees in Berlin

Erich Honecker: DDR leistet konstruktiven Beitrag für den Frieden

Manche führen Menschenrechte im Munde, treten sie aber in ihren Ländern mit Füßen Staatsgrenze der DDR stabilisiert Lage in Europa / Aktive Mitarbeit der DDR beeinflusste Erfolg in Wien / Lebhaftige Aussprache über Vorbereitungen der Müntzer-Ehrung in der DDR



(出所) ND (1989.01.20:1)。

(注) 大見出し「ホーネッカー: DDR は平和に建設的貢献」の下には、「かなりの者が人権を口癖にするが、彼らの国ではそれが踏みつけにされている。DDR 国境がヨーロッパ情勢を安定させている。DDR の積極的協力がウィーンの成果に影響を与えた。…」とある。写真はトーマス・ミュンツァー記念祭展示を見るホーネッカーら。

翌日の ND は第 1 面に、記者による紹介という形で詳細を紹介するとともに、第 5 面に当日の言葉通り(Wortlaut)を掲載した(ND 1989.01.20)。以下、第 5 面掲載を結語(ND)と呼ぶ。

結語(ND)は、結語原稿に比べると、冒頭の 1 つの段落(前置き部分)のみはかなり変わったが、それ以外は数カ所のアドリブ挿入とごくわずかな言い換えがあるのみである。アドリブ挿入も原稿の意味を変えるものではなく、補足であり、やや意味のあるものは下記に記す。全体として結語(ND)は結語原稿と同じ内容だと言い得る。

結語のうち本稿に関連する主内容は次の通りである⁷:

ホーネッカーはまず、ミュンツァー顕彰企画によって、歴史上の重要人物を「理解し現代に活かす機会」と捉える東独市民の「歴史意識の高い水準」が「改めて」確認され、そうした再三の経験が「我々を繰り返して楽観的にさせ」てくれる、と称賛し、東独に「革命と人道主義の遺産が保存されている」ことを誇った。

続いて F. エンゲルスのドイツ農民戦争論や、廃墟からの復興などに言及した(以上で原稿約 3 枚)あと、CSCE ウィーン会議をとりあげた(原稿約 3 枚)。

ウィーン会議の最終会議において「DDR に対する極端な非難」をした者に抗議しつつ、CSCE ウィーン会議は東独の「積極的な協力、妥協の用意、仲

発行した。

⁷ 結語原稿と結語(ND)による。連邦公文書館ウェブサイトの記事「13.08.1961 - Schliessung der Sektorengrenzen in Berlin」は以前[2015/11/09]には結語原稿の一部と手書き部分の読み取りも収録したが、今は簡略な内容になっている。

⁵ 前段はドイツ語版も英語版も「保証する」(gewährleisten, ensure)であるが、後段は前者は「取り計らう」(dafür sorgen)に対して後者は ensure である。

⁶ 東独は 1989 年にトーマス・ミュンツァー(Thomas Müntzer)生誕 500 年行事を行ない、20 東独マルク銀貨など記念硬貨も

介)なしには成功しなかったと胸を張った[同会議前半ではそういう場面もあった]。DDRの寄与例として、「核軍縮や米ソの中距離ミサイルの撤去への取り組み」、「通常戦力・軍備の削減についての交渉」入りを挙げた。

他方、米国や西独が東独を、人権や壁、国境での射撃について非難したことに対して、「米国とメキシコとの国境線に建設された電氣的遮断設備」や、「有色住民」の差別抗議行動に対する2人の射殺を含む「フロリダにおける米国警察の最近のテロ行為」を見逃していることは「不可解である」と反論した。

さらに、「1961年の反ファシスト守護の[ベルリンの]壁建設によりヨーロッパ情勢は安定し平和が維持された」[これは手書き挿入]のであり[これは当時の米欧主要政治家の共通認識であり(青木 2018a: 30)、東独市民は彼らの眼中になかった]、西独メディアが「ウィーンと壁」を問題にしているのは「近視眼」、「偽善」であり、7 東独マルクが 1 西独マルクという[西独の]「商業レート」で交換されているという「略奪」⁸や「西側の麻薬社会の陰謀から守ることがわが国の1つの重大関心事である」と続けた。

だから「ゲンシャー氏やシュルツ氏の“元氣一杯の振る舞い”にもかかわらず、壁はその建設に導いた諸事情が変えられるまで長く存続するだろう。その存在理由が除去されないなら、壁は 50 年、いや 100 年でも存在し続けるだろう。そのことは言うまでもなく、わが共和国を強盗から、ヨーロッパの安定と平和を脅かそうとしている連中から守るために必要である。国境の確保はすべての国家の主権である。わが DDR にとつてもだ」と強調した。[アンダーラインのうち波線 1 ヶ所は原稿案に手書き挿入、破線 1 ヶ所は結語原稿を口頭変更⁹、二重下線 2 ヶ所は口頭追加であった。100 年発言(一重下線)を含め、残りは結語原稿のままであった。]

[結語はさらに続くが省略(原稿 2 枚相当)]

結語は東独通信社 AND がすぐ流したので、西側メディアも翌日の ND 紙面を待たずに知ることができた。

⁸ 東独が定めた両独通貨の対西側公式ツーリストレートは東独通貨:西独通貨=1:1であった。西独両替所の「商業レート」は長年約 5:1 であったが、1987 年初めに 14:1 に東独マルクが暴落した。「マイクロエレクトロニクス」産業における銀不足対策として東独が銀買い入れ価格を大幅に引き上げたため、西独市民や、外交官・教会関係者・駐留軍兵士など国境通過特権層が西側から銀を持ち込んで東独で売り、それによって得た東独マルクを西で西独マルクに換金したための暴落と言われた。その後落ち着き 7:1 になった。しかしすでにその前年のトランジット道路での取引も 7:1 を記録していた(青木 1988)。西独マルクを 1:1 で東独マルクに交換しても東独内で使う場合は日用品物価が非常に割安だったから、7:1 はホーネッカーには「略奪」と見えたのだろうが、それには自らの産業政策も寄与した。また東独マルクでは買えない物・サービスが多く、それらについては東独マルクは無価値であり、その見た目と同様におもちゃの紙幣でしかなかった。「商業レート」は西独では合法だが、東独にとってはヤミレートであった。1980 年代に私が注目したレートはハンガリーの銀行店頭レートであり、Budapest

結語は、従来の主張通りに、壁の「存在理由」を西側による「略奪」「陰謀」「強盗」への対策とした。しかし、壁や射撃(以前は散弾地雷・埋設地雷も)を含む国境遮断体制の目的は、自国民の逃亡阻止であった。国境の車両侵入防止のために設置された溝が自国内からの侵入を想定した構造になっていたこともその例証の 1 つである。壁の目的を誰よりもよく知っていたのは壁建設計画責任者であったホーネッカー自身であるし、東独国民も世界も、誰もが知っていた。だから彼の言う「存在理由」こそ「偽善」、欺瞞だと受け取られた。

そのことを的確に突いた東独反体制派の文書がある。東独福音教会内にあって、壁に反対するグループ「隔離の実践と原則拒否イニシアチブ」¹⁰である。彼らは、100 年発言の 4 日後、1989 年 1 月 23 日にホーネッカーへの「公開書簡」を發し、その全文が西独紙 FR(1989.01.28)に載った¹¹。その要旨は:

- ・ [100 年発言を]「我々は黙認することができない」。
- ・ 1961 年には壁の必要理由があったことも、あなたが「隔離政策に固執しているのは」国民の利益を思っていることだということも、否定しない。
- ・ 「けれどもこの国の市民として我々は異なる考えを持っている」。「我々はキリスト教徒の責任ゆえにこの政策の克服のために尽力している。なぜなら非常に多くの人々がそれに苦しんでいる」からである。「隔離がもたらす深刻な被害」をエキュメニズム集会においても訴えた。
- ・ 「壁は何らかの強盗対策として外に向けられたのではなく、何よりもまず国内に向けられたものであることは誰もが知っている」。
- ・ いまわが国に必要なのは「隔離」による「不安の安定」ではなく、「正義による安定」、「社会的な基本的コンセンサスに基づくことができる本当の安定」である。そのためには「わが社会のすべてのグループ・勢力の自由かつ誠実な公開対話を可能にし、開催すること...(グラスノスチ)」が必要である。
- ・ 「我々はそれら[壁存続の諸理由]の再検査が緊急に必要なだと考える。それは主として国内の理由であって、国外ではない。それらの克服のための歩み

Rundschau という当時東独で人気の週刊紙が掲載していた。ハンガリー・レートは 1980 年 2.64:1、1989 年 4.6:1 であり、のちに分かったところではほぼ貿易レートに沿っていた。ドイツ連邦銀行による「商業レート」推移も含め、青木 1992:24-25 参照。

⁹ 結語原稿では「壁はその建設に導いた人間的諸事情を変えないだろう」(取り消し線は手書きで die に変更)。

¹⁰ 東独アカデミー電子物理学中央研究所の物理学者でベルリン・ブランデンブルク福音教会会議メンバーでもあったフィッシュベック(Hans-Jürgen Fischbeck)らのグループで、1987 年以来東独国境遮断体制による「隔離症候群」を告発し続けてきた(Bickhardt 1988:16ff. 参照)。1989 年 9 月には「民主主義を今」(Demokratie Jetzt, DJ)に発展した。

¹¹ https://archiv.revolution89.de/?PID=static.Aufbruch.00050-0pposition.00050-Ost-West-Kontakte_de#back に写しがある。全文が <http://www.ddr89.de/dj/DJ37.html> にもあるが、日付がない。この URL の「DJ」は「民主主義を今」を指す。

を導入し、可能にするのはあなた次第である。我々と我々の子どもたちはさらに 50 年も待つつもりはない」。

西独政府報道局も、「ホーネッカーの“勇気ある”予測」という、皮肉を込めた表題の記事を出した¹²。それはCSCE ウィーン会議最終文書の出国権の無制限尊重の部分を引きながら、「予測」を批判した。

この記事の日付は、報道局ウェブサイト(「Artikel」に分類)では、ホーネッカー発言と同日の19日とある。だがそこには「公開書簡」からの引用があり、その引用文は上記公開書簡と同じなので、この日付は記事作成の日付ではなく100年発言の日付なのだろう。記事は差し出しグループを東独の「2つの教会系反体制グループ」とした。

この公開書簡の日付は1月23日であり、グループは1つである。公開書簡はKuhrt(1999:588)にも収録されていて、1989年1月23日付けとある。そこに差し出しグループ名はないが、「隔離の実践と原則拒否イニシアチブ」が発展した「民主主義を今」の章に掲載されている。

ホーネッカーは、他国からの非合法流入の阻止と自国民の出国阻止の区別や、[さすがに地雷は撤去したが]射撃による阻止の是非、内外情勢の変化を再考することなく、自らが指揮して建設した壁に執着した。彼は、出国運動の激化を十分承知していたはずである¹³が、この内なる脅威から政権を守るためには国境遮断体制の更なる後退はできないと考えたのかもしれない。

西独の元ソ連大使クロル(Hans Kroll)は、壁建設直後(1961年)のフルシチョフの発言を伝えた:「壁は忌むべきもの」だが、「それを築かせるにいたった原因が除去されれば」「壁はいつの日か消えるであろう」(クロル1970:218)。当時は核戦争に到るかもしれないと危惧されたベルリン危機が壁によって回避されたため西独アデナウアー政権も米ケネディ政権も仏ドゴール政権も壁を容認した(青木2018a:30-32)。

このフルシチョフ発言は「原因」があれば壁が正当化されるという意味では、100年発言と似ているが、前者は[自国民閉じ込めという]「忌まわしさ」を認めた上での発言であった。

しかしホーネッカーは「反ファシスト」の防壁という従来通りの虚構を口実に胸張った上に、大きく時代が変わった30年後に、さらに「100年でも」と予告した。しかも実際の発言は「存在理由が除去されないなら」という限定を言い添えたが、結語原稿、つまり彼自身が必要な修正を加

えた最終原稿にはこの限定さえもなかった。

東独の全住民に、幼児まで含めて生きているうちは絶望だと思わせる数字まで挙げた。だからその衝撃と反発は実に大きかった。

この発言を、例えばTSP(1989.01.20:1)は、「ホーネッカー:壁は50年、いや100年でも存在し続けるだろう。シュルツとゲンシャーへの厳しい反応」という見出しで伝えた。

この記事は淡々とした報道だが、その横に「CSCEと壁」という社説記事がある(TSP 1989.01.20a)。それは、ソ連外相シェワルナゼの、東独・チェコスロバキア・ハンガリーからの戦術核兵器を含むソ連軍の部分撤退やウィーン会議が「鉄のカーテンを揺るがせた」ことなどの表明を例に、「状況の変化」を説明し、ホーネッカーの100年発言をそうした変化への「反抗的な予測」であるが、実はそれは「弱さと怒りの自白」である、と評した。

彼や結語原稿の原案作成者は、原因がなくなれば壁は消えると冷静に言うどころか[それでもウィーン会議最終文書に反するが]、100年でも残るとまで言ってしまった。それには確かに、「弱さ」だけではなく「怒り」ゆえの強がりもあったと考えられる。

社説は、怒りが「西側とソ連の〔壁懸念の〕声に対して同程度に向けられた」と言う。しかし西側の壁批判と異なり、ソ連ゴルバチョフ政権のそれは身内の裏切りゆえ、ホーネッカーらの怒りはとりわけゴルバチョフらに対して強かっただろう。

ソ連への「怒り」の直近の原因はウィーン会議最終文書終盤におけるソ連からの圧力(後述)にあるが、背景には1980年代初めからのソ連指導部への不信感があった。

ゴルバチョフ政権のもとでは改革路線の対立や、とりわけゴルバチョフらが豹変して1987年5月30日に突然ホーネッカーに壁撤去を提案しホーネッカーが拒否したという事件があった。この提案は当時の西独大統領ヴァイツゼッカー訪ソを前にしたソ連の西独接近手段であった(青木2016:7節)。

この提案は、米大統領レーガンがブランデンブルク門の前でゴルバチョフに壁撤去を要求する¹⁴直前のことであったから、東独側にとってはゴルバチョフとレーガンの連携プレイと映った可能性もある。その際の衝撃と怒りも当然ゴルバチョフに対して、より大きかっただろう。東独側にはソ連が東独を見捨てる(西独に売る)のではという危惧が生じたにちがいない。こうした危惧はすでに1983年

¹² Presse- und Informationsamt (1989)。これは Presse- und Informationsamt (2016:12)にも発表日付なしに採録。

¹³ 保安担当政治局員クレンツ(Egon Krenz)がホーネッカーにすでに1988年4月14日に送った報告「西独ないし西ベルリンへの移住要請者の現状についての情報」(SED中央委員会保安問題部作成、Stephan 1994:Dok.4)は、出国運動の活発化・組織化・尖鋭化などを生々しく記し、その行動は集合・集会・沈黙行進・沈黙散歩など多様となり、出国申請を担当する内務係は、「攻撃的」な集団押しかけによる「不断の圧力と多くの挑発や侮辱」にさらされている」と記した。かつて出国希望者は内務係から「不断の圧力と多くの侮辱」にさらされ、しばしば

有罪やシュタジによる家族「分解」作戦にさらされていた。しかし壁開放のすでに1年半前に申請現場での立場の逆転が生じていた。

¹⁴ レーガンは1987年6月12日西ベルリンでのベルリン750周年式典において、日本が廃墟から経済大国になったことも一例にしながら、自由が繁栄と平和をもたらすと誇った上で、ゴルバチョフが平和と繁栄を求めらるなら、

「Come here to this gate! Mr. Gorbachev, open this gate. Mr. Gorbachev, tear down this wall!」と呼びかけ大歓声を受けた(in: <http://www.historyplace.com/speeches/reagan-tear-down.htm>)。

石油供給論争期に芽生えていた(青木同前)。

またホーネッカーの西独訪問がソ連によって、両国間の激しい論争も交えて、再三延期させられた。彼は西独首相シュミットの東独訪問(1981年12月11-13日)への答礼訪問の招待を受けたが、ブレジネフ、チェルネンコ、ゴルバチョフによって、つまりアンドロポフ以外の歴代ソ連書記長によって各1回、合計3回も西独訪問計画を延期させられた。いずれも東独の西独接近をソ連が嫌ったからである。ゴルバチョフは書記長チェルネンコのもとでもホーネッカーの西独訪問を延期させるために積極的役割を果たしたが、書記長就任直後の1986年4月のSED第11回党大会出席の際の東独政治局との会談の際にも、チェルネンコが禁じた西独訪問計画にホーネッカーが固執することを非難して、「君、エーリッヒが、もしよりによって、ソ連向けのアメリカのミサイル配備の先駆けをした西ヨーロッパのあの国〔西独〕を訪問するつもりなら、私はわが人民に何と言うべきか？」と論難し、ホーネッカーは「私がわが人民に言うのは、〔西独訪問によって〕緊張緩和路線を継続することがこの状況下で期待される、ということだ」と返した(Schabowski 2009:168)。しかし結局延期を余儀なくされた(青木 2016:7 節)。ゴルバチョフが西独接近を図ったのはその1年後であり、ようやくその数ヵ月後にホーネッカーの西独訪問が許された。

これらほかの背景の上に、さらにCSCEという国際会議での、ホーネッカーから見ると盟主の裏切りが加わり、「怒り」を募らせたのだろう。上記社説も「ホーネッカーは置き去りにされたと感じた」と言う。

しかしいかなる事情があっても、100年発言は、東独国民の宿願(出入国自由化)への「100年」拒否であり、東独も署名したばかりのウィーン会議最終文書とそれが象徴する新しい国際情勢への「100年」にも及ぶ挑戦の宣言であり、平和と協力のための国際責務の順守を謳った東独憲法に反するものでもあった。

大国の身勝手は従属国が少なからず経験するものであり、小国が怒りにまかせて事態を逆転させることはできない。巧みに乗り切るしかなく、何よりも自国民の世論動向を見極めねばならなかった。かつては世論を1953年のようにソ連戦車で圧殺することができたが、そういう時代は過ぎていた。

東独は小国であるだけでなく民族分断国家のうちの劣勢国家でもあり、しかも国内でも出国運動に加えて、隔離体制(出国権否定と壁やフェンス、国境守備兵のカラシニコフなど)批判の声が出国運動のみならず、教会内でも公然と広がっていたから、選択肢はウィーン会議最終文書の実施または、抵抗するとしてもせいぜい容認の上での遅延策しかなかった。にもかかわらず100年発言というとんでもない発言が、しかもアドリブではなく、推敲した原稿に基づいてなされてしまった。火に油を注ぐとはまさにこのことであった。

5. CSCE ウィーン会議最終文書の東独の扱い

CSCE ウィーン会議最終文書の採択をND(1989.01.16)は二面で報じ¹⁵、しかもその主見出しは「通常兵器軍縮交渉が今や開始され得る」であり、「CSCE ウィーン・フォローアップ会議で最終文書採択」はサブタイトルでしかなかった。その中身も最終文書については26行のみ(各行の字数はごく少ない)、実質的内容は参加諸国が協力拡大を定めたという数行だけであった。今後の通常兵器軍縮交渉予定についての付随記事のほうが長い。

同会議最終文書が東独でNDに載ったのはその5日もあとになり、しかも半分近くを削る抜粋であった。抜粋に時間がかかったのかもしれない。

ND(1989.01.21/22)が掲載したウィーン会議最終文書を、長年のシュタジ大臣(国家保安相)ミールケ(Erich Mielke)は、「包括的な公表」だと言った(HA IX 687:134)。だがそれは「包括的」にはほど遠く、大幅に削除されていた。

こうした東独内の報道姿勢をヘルシンキやマドリードの場合に比べると、各会議の最終文書の東独の受け止めの違いが明瞭に示されている。

CSCE ヘルシンキ会議最終文書(ヘルシンキ宣言)署名についてのND報道(1975.08.02/03)は1面から10面までの殆どを当該記事と、署名場面などの大きな写真、最終文書全文などで埋め尽くした。いかにも大歓迎であり、ホーネッカーが米大統領の隣席で署名する大きな写真は東独の国際的認知を示そうとするものでもあった。すでにND(1975.07.24)は同最終会議参加のためのホーネッカーのヘルシンキ入りやフィンランド側の会場準備の様子を写真入りで伝えた。その後も連日、ホーネッカーに同最終文書署名の全権を与えるSED政治局と閣僚会議の共同通知や、総会での各国首脳発言などを大きく報じた。まるで慶祝行事のようであった。

同マドリード会議最終文書(1983年9月6日採択)も、付帯文書を含め全文が載った(ND 1983.9.10/11:9-11)。

ウィーン最終文書になると、上記のように、NDは主題をはぐらかすような短い記事とほぼ半分削除された最終文書しか載せなかった。

ND(1989.01.21/22)掲載のウィーン会議最終文書の子細に見た結果が表1(本稿末尾掲載)である。それは、CSCEの公式ドイツ語版(CSCE 1989)¹⁶に比べると、半分近くが削除された。

削除部分には、地中海問題のように、紙面の都合によるとの弁解が可能な部分もあるが、政治的な削除だと思わざるを得ない部分が少なくない。

¹⁵ 一面トップは前日の恒例の官製リープクネヒト・ルクセンブルク・デモの報道であった。そのライブチック版では、後述のように、官製とは別に、出国希望者を中心とする大きな隊列の「沈黙行進」が成功して、当局に衝撃を与えた。

¹⁶ OSCE ウェブサイト掲載のドイツ語版を用いる。Schweisfurth(1993)は、ウィーン会議を含むCSCEプロセス全体の主要文書を収録していて便利である。

例えば、最終文書冒頭の「ヨーロッパの安全保障問題」の最初に、参加諸国が表明した「決意」(Entschlossenheit, determination) 5 条のうち 4 条が削除された。CSCE の各会議最終文書その他の諸文書にある「義務の完全な履行」や、「人権と基本的自由の有効な行使を保証すること、人々間の接触と通信を容易にすること」などが削除された。

「諸原則」も合計 27 項目のうち第 7、10、24、27 項が全部、前節に述べたように第 21 項は後半が削除された。

最終文書の「人道的その他の分野での協力」のうちの「人々の接触」では 33 項目のうち第 33 項が、同じく「情報」では 13 項目のうち 6 項目(外国からの特派員の活動など)が全部削除された。同じく「文化協力・交流」も 16 項目のうち 10 項目が全部削除された。

ウィーン会議最終文書の特徴の 1 つはヘルシンキ以来の「第 7 原則と第 3 バスケット」の区分を退け、「CSCE の人々の次元」(吉川の訳語では「人的側面」、Menschliche Dimension, Human Dimension)として、一体的に、「参加国の履行や協力を促進するため…4 手続きからなる措置を設けた」ことである。それにより、「取り決め違反の疑いがある国は…他の参加国からの情報請求や協議に応じなければならなくなった」(吉川 1994:105;155-156)。

第 3 バスケットは「人道的その他の分野での協力」(人々の接触、情報、文化・教育交流)を指す。

この手続きによれば、西独が東独の出国権制限に CSCE 違反の疑いを持たば、東独は「情報交換並びに情報要請と抗議」(CSCE 1989)に対応しなければならないし、その結果を西独は CSCE 全体会議の場に持ち出すことができる。

「人々の次元」について ND は吉川の言う 4 つの手続きまでは掲載した。しかしそれに続く部分をすべて削除した。すなわち、「参加諸国はさらに、すべての人権と基本的自由の尊重、人々の接触および他の同様に人道的な種類の諸問題における更なる進歩を達成するために、CSCE の人々の次元についての会議を召集することを決定した」(CSCE 1989)こと、および召集される会議の詳細が削除された。

ほかに全部または部分削除の項目が多数ある(表 1)。

削除を隠蔽しようとしたと考えられる削除もある。最終文書の多くには、区分ごとに項目番号が付された(全体の通し番号ではない)。例えば「諸原則」はすべて箇条書きであり、(1)~(27)という項目番号が付いている。東独公表紙面では、項目番号のすべてが削除された。

なぜ削除したのかは、次の例に明らかである:

ND 公表紙面では「諸原則」第 6 項は、後半が「...」という削除記号になっている。従って第 6 項の一部が削除されたことは分かるから、その限りでは隠蔽ではない。しかし、「...」のあとすぐ改行があり、次に記載されているのは第 8 項の中身のみである。いずれにも項目番号が削除されているから、第 7 項が削除されたことは分からないようになっている。

項目まるごと削除はすべてこの例と同じ扱いである。だからそれは、項目まるごと削除の隠蔽のためであったとしか考えられない。

ウィーン会議最終文書に対して体制の守護者シュタジは危機感を抱いた。東独での最終文書公表直後、1989 年 1 月 23 日にシュタジ全職務単位責任者にミールケが出した「通知」(HA IX 687:Bl.134-136)にそのことがよく現れている。その要旨は以下の通りである(文中の最終文書は CSCE ウィーン会議のそれ):

- ・「BRD [西独]と西ベルリンの指導的政治家グループ並びに敵対的な場所と勢力はすでに、DDR に最終文書の無限定の実現を要求」し始めた。特に、新外国旅行政令関連や最低交換義務、国境設備が取り上げられている。

- ・「敵によって鼓舞、動員、支援されて、DDR 内の敵対的・否定的勢力も最終文書を引き合いに多様な敵対的・否定的諸活動をもって登場」している。

- ・「敵並びに DDR 内の敵対的・否定的勢力」が最終文書に依拠して住民に、西への「私的旅行や恒久的出国」について「許可が法令上不可能であるような申請提出を鼓舞し、並びにその他の期待を抱かせ」ようと、「あらゆる試み」をしていることが、「特に重要」である。

- ・「こうした政治的・作戦的状況の発展は…最高度の警戒心を必要としている」。だから「諸君は、ウィーン会議の諸結果との関連での、政治的地下勢力や恒久的出国申請者ないし移住要請者、反動的教会勢力並びに教会の屋根の下で行動するいわゆる草の根グループの計画、意図、措置の適時の偵察のために必要な措置を導入し、実現しなければならない」、「敵対的・否定的諸行動のいかなる情報も過小評価は決して許されてはならない、

- ・「作戦上特に重要な行動、出来事、現象」は、通常の連絡ルートに関係なく直接、「私ないし担当大臣代理たちに即座に通知されるべきである」、等々。ミールケの緊張が痛いほど伝わる指示であった。

この文書が示す国内の敵は、出国運動と体制批判的な「教会勢力」、草の根グループ[DDR 国籍法活動グループ、平和と人権イニシアチブなど]であり、ウィーン会議最終文書に関連して挙げられた論点は、①新外国旅行政令(そのうち私的国外旅行と恒久的出国=移住)、②最低交換義務、③国境設備であった。

①は東独の従来に比べればかなりの改善を含んでいた。そのため、ミールケの危惧のように、出国申請・再申請を増加させ、また出国運動をさらに激化させた(9 節に詳細)。

②についてウィーン最終文書は、大区分「経済と科学、技術並びに環境の分野での協力」の中の小区分「他の分野での協力」の 2 番目、第 39 項において、「参加諸国はツーリズムの経済的意義と諸国民の相互理解への寄与を強調する」(CSCE 1989)という観点から、外国からのツーリストに課す自国通貨への最低交換義務の漸次的廃止と交換後の残額の返却交換の許可を謳った。

この時点では東独が資本主義国からの来訪者に課し

た自国通貨への最低交換義務(強制交換とも言う)は、1人1日25西独マルク、6才未満は免除、年金生活者は15西独マルクであった。交換比は東独の建前である1:1であったから、来訪者にとって「商業レート」(脚注8参照)に比べ東独による大幅の「略奪」であるとともに、例えば親戚訪問では東独マルクは不要であり、必要ならみやげ代わりに親戚と交換する。だがその引き下げや廃止をハードカレンシー不足に悩む東独は避けたかった。

第39項はほかに、ツーリストと自国民との「ふつうの(normal)接触を容易にすることや、民泊活用を含む「ツーリズムのためのインフラ改善」、外国人を国籍別に差別しない「価格形成」、合併企業を含む「ツーリズム分野での〔外国との〕共同プロジェクトの形成」なども挙げた。いずれも東独にとっては難題であった。

第39項のうちND公表文書が削除したのは、上記のうち共同プロジェクトの部分のみであった。

表2 ベルリンの壁とその内側遮断設備

設備種類	設距離等	(※)
〔西ベルリン市街〕		
前方遮断要素〔国境壁=外壁〕	162km	156.4km
自動車遮断溝	92km	
〔足跡〕コントロール帯	165km	
車列通路	172km	
照明灯	177km	161km
監視塔・指揮所	190カ所	186カ所
平坦バリケード	3.8万カ所	
突起バリケード	19km	
警報付き国境フェンス〔GSZ〕	148km	113.9km
後背地壁〔内壁〕	68km	
〔東ベルリン市街やポツダム県、フランクフルト県〕		

(出所)1970年代半ばに東独国境守備隊が作成した図解「ベルリン(西)との国境の先駆技術・警報技術整備の現状」(GVS-Nr.G/691880, Anlage 2, in: Hertle 2011:114-115)から作成¹⁷。

(注)各項目説明は青木2018:表3参照。上記図解をhttps://de.wikipedia.org/wiki/Berliner_Mauerが「1980年代」としてカラー化した、その原図は上記出所の図解であり、Hertle(2011:114)は「1970年代半ば」とする。現在の観光スポット「East Side Gallery」は後背地壁であり、シュプレー川に面しているので、その外(西側)に照明塔やフェンスなどはあったが、国境壁はなかった。<http://www.chronik-der-mauer.de/grenze/174964/east-side-gallery>にこの場所の当時と現在の写真がある。

(※)は、国境守備隊の1989年数字(Hertle 2011:23)。外壁のうち43.7kmがベルリン市内を縦断。ほかに国境線に近い方に金属格子フェンスが68.4km。Hertle(同前)では186カ所は監視塔のみで、指揮所が31カ所とあるが、後者は監視塔の一部と一体設置であった。

③が東独にとって非常な難問であったことは言うまでも

ない。国境設備は対西ベルリンと対西独本土国境では異なっていた。前者の最前線設備がベルリンの壁であったが、後者に壁はなく「金属格子フェンス」(エキスパンドメタルフェンス)が最前線設備であり、かつて設置されていた自動射撃装置はすでに全廃され、埋設地雷も撤去中であった。

対西ベルリン国境設備の構成は表2のようであった。各設備の設置距離が異なるように、その構成は場所によって異なり、外壁(ベルリンの壁)がないところもあった。

対西独本土国境設備の詳細は青木(2018:表3・表4)を参照されたい。

いずれにおいても、通常の国境兵が、また以前は場合によってシュタジの特別機動部隊である「投入中隊」が、カラシニコフ等の武器を持ってパトロールし、脱走兵はむろん一般市民の逃亡にも射撃をおこなう体制にあり、検問所係官も少なくとも一部はピストルを持っていた¹⁸。

①～③はいずれも東独の存続可否に関わる問題ゆえにミールケは危機感を抱いた。

にもかかわらず東独はウィーン最終文書になぜ署名したのか。以下ではウィーン会議への東独代表団の団長代理および西独代表団員の回想によって、東独が署名に到った事情を紹介したい。

6. CSCE ウィーン会議東独代表代理の回想

CSCE ウィーン会議(1986-1989)において東独代表団の団長代理であったフォスの回想「DDR 外交の積極性とジレンマ」(VoB 1993)のうち、本稿に関連する部分を紹介しつつ、本文中および次節にコメントを付したい。

ウィーン会議の経過における東独の対応を知ることは、東独当局の国内対策との関連を検討する上でも重要である。

回想に主観性は付きものであるが、この回想は、体制転換後の敗者の総括としての歪みもあるかもしれない。仮にそうであっても、それも受け止めとして、かえって興味深い面もある。

主要点は以下のとおりである(番号は青木。コメントの一部は〔〕内に挿入するが、多くは7節)：

(1) 東独のヨーロッパ政策には「2つの基本要素が常に決定的」であった。すなわち、「ソ連との最も緊密な結びつき」による「自国の安全と安定」と、「西側と持続的に折り合い、とりわけ長年感じられた圧力を再発させないという関心」であった。両基本要素は「相互に補完し合ったが、部分的には互いに衝突もした」。その「分かりやすい」事例がCSCEであった。

(2) 「ヘルシンキ最終文書の採択は当初はまぎれもない僥倖と見なされた」。現存国境の不可侵や内政不干渉が謳われたからである。しかし「CSCEの“他面”」、つまり

¹⁷ <https://commons.wikimedia.org/wiki/File:2010-03-20-mauer-berlin-by-RalfR-03.jpg> にも掲載。

¹⁸ 投入中隊については青木2018参照。東独国境での射撃体制(射撃命令)については西独並びに統一ドイツにおいて強い関心と非難があり、両独統一後には最高指導部から末端の

国境兵に到るまで多数が関連の裁判に掛けられた。その際の論点の1つは「射撃命令」の有無であった。功を焦ったBSStUが「射撃命令を新発見」として騒いだが、間違いだと分かり、BSStU廃止論に勢いを与えてしまう騒ぎもあった。こうしたことについては近く本誌に掲載予定。

「人権、旅行の自由、思想と情報の妨害されない交流あるいは平和的な国境変更の可能性」が「あまりにうっかり見過ごされた」。

(2a) 東独にとっての「CSCE の他面」による問題は、フォローアップのベオグラード会議 (1977-78 年) では生じなかったが、1980-81 年 [正しくは 1983 年まで] のマドリッド会議では「他面」の「最初の侵入」が生じた。すなわち「信頼醸成・安全保障醸成諸措置」の成果を得るための「[離散] 家族合流問題での限られた譲歩」である。この譲歩は「DDR が、その同盟者、特にソ連によって文字通り奪い取られたものであった」。

(3) ウィーン会議 (1986-1989 年) では「全く新しい状況が発生した」。ソ連代表団は「1986 年と 1987 年、一部はまだ 1988 年」には、「すべてが以前同様」であり「論争と対立、鋭い拒絶」に終始し、「何人かのソ連代表は以前同様に冷戦スタイルで行動した」。「モスクワの言葉」と「ウィーンでの行動」が相反することに「西側はほとんど絶望的であった」。

[Crome (1993:908)によると、「ウィーン会議問題」での東独のソ連との対立の最初は、すでにワルシャワでの外相会議 (1987 年 1 月 22 日) である。]

(4) ところがソ連は経済的理由からの軍縮の必要ゆえに通常兵力削減交渉での成果のために「人権問題で柔軟性」を示さざるを得なかった。

ソ連以外のワルシャワ条約加盟国の対応は割れ、チェコスロバキアとブルガリアはソ連の強硬路線にすぎり、ポーランドとハンガリーは自立しようとし、ルーマニアは「非妥協性によって結局完全に孤立」した。「各国は自国の心配をしなければならなかった」。

(5) この状況が東独代表団を「特別な程度に苦境に追い込んだ」。① 一方では「建設的なパートナー」であろうとし、② 他方では最終文書に東独にとって「微妙な分野」での「新しい、幅広い義務」を負わないようする必要があった。東独にとって「微妙な分野」とは、国境の出入り、自国通貨への最低交換義務、言論・情報源へのアクセスなどの自由、信頼できる統計の公表等であった。

① について: 東側と西側の対立が激しかった間は、ソ連代表団が仕組む「西側に対する対立の示威的行動」に加わらず、活発に取りまとめに動いて、建設的役割を果たし、「軍事的安全保障の分野での新たな交渉の複雑な準備の際の話し相手として西側から評価された」。その際東独は西独とともに「両独間の意見の衝突をめぐるすべて」を会議に持ち込まないようにした。

② について: しかし「ソ連が 1988 年後半に会議の終了を急ぎ」妥協的になったため、② の面で従来は存在した同盟国の支援がなくなり、DDR 代表団の課題はほぼ解決不可能になった。「その結果、DDR はソ連の支持を失い、会議の裏りある終結を妨害するなどの圧力の増大に晒された。ポーランドとハンガリーは DDR に配慮することをとくにやめていた」。ブルガリアとチェコスロバキアは「戦術的理由から沈黙を守った」。「特に困った」ことに東独が「頑固な拒否政策によってルーマニアの全面拒否者に接近する危険」が生じた。

(6) 東独代表団は本国指導部に、会議の「終結よりず

っと前に、DDR は根本的に新しい国際過程から逃れることはできない」と伝え、「DDR がウィーン会議破綻の責任を引き受けたくないならその内政の重要分野について新しい義務を受け入れざるを得ないという確信を表明するように促した」。「ソ連側が、最も緊密な同盟諸国の時代遅れの観念にも配慮することなしに、懸命に会議終結を迫る時が来ることは認識可能であった。事情通はすでに 1988 年半ばに、最終文書がどのようになるか…をおおよそ見積もることができた」からである。「この基本的認識」は「東独の」「外務省でも他の省庁でも完全に共有されていた」。

(7) しかし「DDR の党と国家の指導部には[この基本的認識実行の]用意も能力もなかった。ウィーン会議の成果を分かち合い、かつ同時に変化の政策から逃れることができるという虚構の産物を固守していた。しかしそれは見込みのない冒険であった」。結局、東独は「譲歩を重ねざるを得なかった。社会的必然性の洞察ではなく、国際的孤立化という化け物がこれを強要した」。

(8) 出国制限策を取ってきた東独にとって「出国の権利への同意は手痛いものであった」が、しかし元来それはウィーン会議を待つことなく東独も批准した国際自由権規約にあり、その「復唱」にすぎなかった。そこで、「譲歩の結果として DDR では 1988 年末 [11 月 30 日] に新しい旅行法 [正しくは政令] が公布された」。しかし「それは本質的には既存の諸制限を法的枠組みに詰め込む試みにすぎなかった」。

[回想には、東独指導部による他の抵抗案件 (西側の紙誌書籍などの各種情報源への市民の自由アクセス、外国ジャーナリストの活動の自由、国際収支統計問題など) の説明もある。そのうち東独の言う「非社会主義経済地域」(NSW)、つまり西側資本主義諸国からの入国者に少なくとも一定額の自国通貨への交換を義務づける最低交換義務問題のみを次に紹介する。]

(9) 最終文書では「最低交換についての…表現も同様に曖昧に作成された」。すなわち「実際の支出」以上の通貨交換を「[場合によって] 入国の「必要条件」とすること [最低交換義務] について参加諸国は「漸次的引き下げと最終的な廃止の可能性を考慮するだろう」[人々の接触 (11)] と定めた」。

ところが、東独代表団が受け入れた「考慮する」という表現が、東ベルリンでは「最も強い批判に晒された」。そのため、東独が公表したテキストでは「“考慮する” という形式は厚かましくも“吟味する” に偽造された」。

「このやり方で拘束力のある行動義務が弱められることになった。この偽造は CSCE の歴史の中で類例がないだけではなく、それは同時に大馬鹿 (eine große Dummheit) であった。それは他の参加諸国の抗議を引き起こし、DDR の条約への忠実さが疑われ、今やいよいよもって [長年西独が取り上げてきたこの] 問題が国際的注目の的になった」。

(10) 結局、「最終文書は全体として DDR 指導部が受け入れようとしない広範囲の義務を含んでいた」が、受け入れざるを得なかった。「国際的に晒し台に晒されない

ため」であり、特にソ連も同意を迫ったためであった。「例えば、ゴルバチョフは 1988 年 12 月にウィーン会議のソ連代表団長カシレフ(Kashlew)を彼の個人的代理としてベルリンのホーネッカーのところへ派遣し、ソ連は DDR の異議申し立てにもうこれ以上配慮しないだろうということをはっきりと明確にさせた。DDR は拒否の結果を自分で負わねばならない、と。それが効果を上げた」。(Kristof (1989) の説明からすると、これは主に最低交換義務問題を指す(7・8 節も参照。))

(11) しかし最終文書への同意には、それは「勧告であって法的拘束力ある義務が問題なのではない、各参加国がどのようにこれらの勧告を国内立法に受け入れるかはそれぞれの国の問題であるという考えもある役割を果たした」し、現に最終文書にそうあった。ところが「採択された諸文書はなるほど条約の性格を持っていなかったが、その政治的およびモラル的意義は近年巨大なものに増大していたので、ほとんど誰も敢えてそれらから逃れようとすることはできなかった。加えて、多数の CSCE テキスト、特にウィーン最終文書は、拘束力のない勧告として片づけることは難しい明白な条約用語で作成されていた」。

(12) ウィーンの諸文書は「DDR や他の諸国における変化の過程において本質的な役割を果たした。それは変化の原因ではなくて、変化を反映し、またこれらの変化に新しい刺激を与えた」。

7. 東独代表代理の回想について

フォスの回想の幾つかの項目についてコメントしたい。

東独指導部が同国代表団に与えた指令

予め、フォスら代表団に東独政治局の 1986 年 10 月 21 日会議が与えた指令「CSCE ウィーン会議での DDR 代表団の行動のための指令(Direktive für das Auftreten)」(DY 30/J IV 2/2 2189:Anlage 2)のうち基本方針と人権関連を紹介したい。

政治局の何よりの関心は、ワルシャワ条約機構の方針にある「信頼と安全保障の醸成諸措置とヨーロッパにおける軍縮」の前進にあった(BI.23)。

ウィーン会議最終文書については、「DDR 代表団は政治的安全保障の分野において、最終文書をその全体において強め、ヘルシンキで決められた 10 項目の諸原則すべての断固とした適用と実際の実現についての参加諸国の義務を確かなものにする諸協定のために尽力する」と言うが、その際の力点は、「[ウィーン]会議の最終文書においては、現在の国境におけるヨーロッパのすべての国家の国境の不可侵性、領土的一体性と主権の尊重が平和のための根本的条件であることを明確に示す表現が得られるよう努力されるべきである」ということであった(BI.23)。

相変わらず、現存国境不可侵と内政不干渉の確認が最重点であった。「国境の不可侵性、諸国家の主権の同等性、他国の内政への不干渉のような個々の原則を疑問視ないし酷評する資本主義諸国のあらゆる試みに攻撃的に反対されるべきである」とも指令した(BI.24)。

上記のように指令が示す基本方針は CSCE ヘルシンキ宣言の再確認にすぎない。これではウィーンの意味が無い。

人権問題についても、「人権と基本的自由については、攻勢的に DDR の原則的立場が表明されるべきである。社会主義社会における人々の基本権と自由の実現の際の DDR の成果と業績が説得的に宣伝されるべきである」とあった。同じ趣旨がウィーン会議終了後のホーネッカーの上記結語にも見られる。

こうした主張は、ホーネッカーの 1977 年 3 月 14 日の SED 中央委員会報告と全く同じである:「我々のところでは人権と基本権、基本的自由が憲法上だけでなく、社会の日常生活において完全に保証されている」(Honecker 1978:280)。これが 1986 年にも 1989 年にも繰り返された。

彼にとって「人権」の中身は「労働権や教育権、休養権」など社会権のみであり(Honecker 1978:15)、「自由」を口にしながら(上記)、実際には「市民的自由」を否定した:

「いわゆる市民的自由を人権実現の尺度にする西側の努力には、とりわけ社会的諸権利と平和的生活の権利を含める社会主義的な人権概念が対置されるべきである。帝国主義諸国の攻撃と中傷が退けられ、その際当該諸国[帝国主義諸国]における最終文書の侵害と基本的人権の無視が指摘されるべきであり、その際帝国主義諸国における社会問題(勤労者の[無]権利、失業、職業禁止、外国人敵視、人種差別等々)に重点が置かれるべきである」(指令、BI.24)。

マドリード会議の経験や直近のゴルバチョフの言動を考慮すれば、この時点ですでに、こうした共産圏伝統の論理を押し通すには危うさがあった。

1986 年 2 月 25 日、ソ連共産党第 27 回党大会におけるゴルバチョフ報告(ゴルバチョフ 1986)は、グラスノチと民主主義において従来のソ連共産党イデオロギーからの変化を感じさせた。そのことはホーネッカーからも痛切に感じたはずであるが、10 年前の考えと論理で足りると考えた。

その結果フォスら東独代表団がウィーン会議において、とりわけその終盤に、直面した苦闘は、目に浮かぶようである。

以下の()内の数字は前節の()内数字である。

(2)について:「うっかり見過ごされた」について

当時ソ連東欧は「CSCE の“他面”」(人権問題等)について、「うっかり見過ごした」のではなく、利点(戦後国境承認、内政不干渉、経済協力など)とコスト(人権問題等)を天秤に掛けて判断した。問題はその際の判断力にあった。ヤルゼルスキーの回想によれば、彼ら共産圏首脳は自由権の意義を知らず、人権バスケットというコストを大きな負担とは考えなかった(ヤルゼルスキー 1994:177-178)。つまり、天秤に掛ける際にコストを過小評価した。

晩年 F. エンゲルスの忠告にもかかわらず、「マルクス・

レーニン主義者」たちは、あくまでいわゆる上部構造の独自の意義を軽視した。

そのみならず、上記指令や中央委報告にあるように、ホーネッカーらは、東独では人権・基本的自由が実際に「完全に保証されている」と主張した。外国はむしろ東独国民の大多数も信じないこの欺瞞の言葉を、彼自身は実際にそのように確信していたとすれば、その背景には、彼が理解する意味でのマルクス・レーニン主義があったのだろう。

しかし他方で、ワイマール共和国を体験した彼が、東独では国民の自由権が「日常生活において完全に」否定されていることを認識しないわけがなく、支配合理化のための単純な欺瞞だったのかもしれない。「革命」の大義のためにはいかなる欺瞞も謀略もチェキスト行動も許される、と。

彼は、前任者ウルブリヒトから奪権した直後に、東独にはまだ広く残っていた私営・半私営企業の国有化を断行し、奪権の恩人ブレジネフにその成果をすぐ報告した。しかしそれによる経済悪化に気付き、すぐに方針を手直しし、小規模私営の振興策を採用し(1976年)、1980年代前半までは共産圏の中で私営先進国であった。それは現実直視の判断であったが、マルクス・レーニン主義者としての彼は、あくまで国有国営セクターの支配的地位に固執し、肝心の経済的土台の出来が悪いことの本質的原因が私有財産制の廃止ないし極度の制限にあること、主として私有財産制に基づく経済体制の必要にまで頭をめぐらすことはできなかった(青木 1991:第 3 章参照)。

西独関係改善や自動射撃装置撤去決断、1988年1月のローザ・デモ事件の急転処理などにも見られるように、彼は現実的であることも少なくなかったが、マルクス・レーニン主義と壁なしに東独なしとの信念が彼を縛ったのだろう。だが、真の防壁は約 40 万人の駐留ソ連軍とソ連指導部の意志であった。そこに揺らぎが生じ始めていた。

(2a) マドリード会議での家族合流問題での譲歩について

東独は 1983 年 9 月 15 日〔離散〕家族合流や外国人との婚姻に関する政令(以下家族合流政令)と同第 1 実施規則を制定し、同月 27 日の官報に載せた(GBl I 1983 Nr.26)。

これは、「外国への住所変更」を、「養育権を持つ両親と未成年の子の合流」、「両親のどちらかが…介護したい場合」の「成人単身の子」、東独国家機関が同意した婚姻のためないし配偶者との合流の場合にのみ許可した(第 7 条)。これらの場合にも事情により却下の可能性があった(第 8 条)。申請処理期限を「通常は」6 ヶ月とし、再申請は却下理由消滅の場合に限った(第 12・13 条)。上位行政機関への不服申し立てを認めた(第 14 条)。

他方、マドリード最終文書は、「参加諸国」が、「家族の事情に基づく接触や定期的な出会い、家族合流、異なる国々の間の婚姻に関する申請を好意的に扱い、それについて同じ精神で決定するだろう」とした。さらに、いわば

「好意的」対応の中身として具体的に(番号は青木)：

- a) 「緊急ケースにおける家族の出会いの際にはできる限り素早く、通常のケースの家族合流および異なる国の市民間の婚姻の際には 6 ヶ月以内に、家族の他の出会いの際には漸次的に短くなる期限内に決定するだろう」、
- b) 社会的な諸権利・義務について申請者とその家族を差別しないことを「承認する」、
- c) これらについて「申請者によって順守されるべき手続きや守られるべき規則についての必要な情報を与え、申請者の求めに応じて当該書式を用立てるだろう」、
- d) ビザや旅券などの関連手数料を「当該参加国の平均月収に比べて適切な高さ」に引き下げるだろう、
- e) 申請却下の際には「申請者は適切な短い間隔後の申請再提出の権利についても知らされるだろう」、等々とした(CSCE 1983:18f.)。

これに比べると、東独の家族合流政令は、ごく限られた家族合流・婚姻のみが対象であり、再申請も条件付き、裁判提訴がなく、移住や出国という言葉を嫌った。しかしこの分野の規定が政令として初めて公表された。

東独市民の西独家族への合流は東独にとって教育費等の補償支払いが得られるという面もあった(青木 2009:131)。

マドリード会議時点でも東独では「移動の自由からほど遠い」状態であり、市民には〔ごく限られた特定の場合以外には西側への〕出国権も再入国権もなかった(Seiffert 1983: 1131)¹⁹。

総じてマドリード最終文書は、東側にとっては軍縮や経済・科学技術・環境協力に成果があり、西側にとっては「人々の接触」の進捗および労働組合の自由、今後の専門別会議やフォローアップ会議継続の確認などが成果であったが、「人権」については 1975 年 CSCE ヘルシンキ宣言を越えるものではなかったと評された(Seiffert 1983:1129ff.)。

東独の家族合流問題合意を、フォスの回想はソ連による譲歩強要の結果と言い、Winters(1983:1121)は、西独バイエルン州首相シュトラウスが東独に仲介したいいわゆる「10 億クレジット」への反対給付の 1 つと言う。

しかし、東独の合意は外圧のみの結果ではなかった。Seiffert(1983:1131)は、家族合流政令を不十分ながらマドリード合意への即座の対応であると評価する。

実は、そうした対応を余儀なくさせる内圧があった。

出国運動の街頭進出である。当時東独当局を非常に緊張させたのは、1983 年 6 月 18 日にイェーナの「白いサークル」が出国実現を目指して、宇宙飛行士広場(現 Eichplatz)で最初の無印沈黙円陣を組み、その後も 7 月 23 日までの毎土曜日午前 9 時から、参加者を全国に広げつつ円陣を組んだことであった。

円陣は 7 月 30 日以後はシュタジの封鎖措置に阻まれ

¹⁹ 当時の東独市民の共産圏を含む外国への私的旅行につ

いては青木 1991:23-24 参照。

たが、「白いサークル」の多くのメンバーが出国許可を得た。途中西独テレビニュースが取り上げたことにより東独全土に知られ、各地からの参加が増え、その行動スタイルが全国に伝播した。

シュタジは、街頭での「これらの試みは、目前に迫ったマドリッド会議最終文書署名とともにさらに増えるだろう」(シュタジ大臣代理ミッティヒ(Rudi Mittig)の指示)と予測して、緊張した。シュタジは一旦は全国的な動員と作戦、白いサークル関係者を早期に出国させることによって、事態を収拾した。

ところがまもなく白いサークル復活の「陰謀」が発覚したし、白いサークルが生み出した戦術(出国希望の印としての白いシンボルの掲示や、プラカード等を持たないという意味で無印の沈黙集団行動)が全国に伝播してシュタジは慌てた。この沈黙円陣は、東独出国運動がついに街頭進出を果たした画期であった(詳細は青木 2014)。

対象が限定される家族合流に比べ、全住民が対象となる出国権は東独当局にとってははるかに難題であった。そもそも壁建設は出国(権)阻止のためであった。家族合流政令は、出国運動対策を念頭に、部分的ガス抜きを図った妥協でもあった。

この政令制定の約半年後には、「中央決定」による大量出国許可が出て、「出国の波」と言われる事態も発生した。

(4) 人権問題でのブレークスルーについて

CSCE ウィーン会議における人権問題のブレークスルーについては、フォスの言うソ連の態度変更のほか、参加諸国の中立・非同盟グループが自分たちの規範を維持しつつ、東西双方の言い分を聞いて調停したことが大きな役割を果たした(Lehne 1991:118-122)。

CSCE における中立・非同盟グループは東西間の「橋渡し役」を演じ、マドリッド会議以降には、「東西間での意見が出つきた後に NNA[中立・非同盟グループ]の妥協案が提案され、そしてこの NNA 案をもとに東西双方が歩み寄るという合意形成パターンができた」という結果「CSCE プロセスでの NNA のみならず中小国の地位が全般に向上し、それに伴い次第に CSCE の冷戦構造が浸食され、徐々に“国際関係の民主化”が促進された(吉川 1994:102-3)。

(8) 新外国旅行政令の評価

9 節参照。

(9) 最低交換義務についての最終文書偽造問題

原文と ND 掲載文は次の通りであり(改行は ND に合わせた)、アンダーライン部分のみが異なる:

原文 「Sie werden die Möglichkeiten für eine schrittweise Herabsetzung und schließliche Abschaffung aller etwaiger Erfordernisse an Reisende, Landeswährung über tatsächliche Ausgaben hinaus zu erwerben, in Erwägung ziehen und dabei den ...」

ND 「Sie werden die Möglichkeiten für eine schrittweise Herabsetzung und schließliche Abschaffung aller etwaigen Erfordernisse an Reisende, Landeswährung über tatsächliche Ausgaben hinaus zu erwerben, prüfen und dabei den ...」

この部分の英語版は、「They will consider the scope for gradually reducing and eventually eliminating any requirement which ...」である。

言うまでもないが、西独が公表した最終文書(Presse- und Informationsamt 1989a)は原文通りである。

前節において(9)を訳出する際には、両アンダーライン部分に異なる単語が当てられていることを示すために、原文では「考慮する」に、ND では吟味するに訳し分けた。

しかし、Duden の意味辞典では両者は類義である。また Duden Deutsches Universalwörterbuch でも **Erwägung** は「prüfende Überlegung」、つまり **prüfen** する熟慮、あるいは、熟慮して **prüfen** する、である。独和諸辞典では両者に検討や吟味など共通の訳語も見られる。但し Oxford German Dictionary は **in Erwägung ziehen** を **consider**、**prüfen** を **test**、**examine** と区別している。

フォスは 原文に比べて、「このやり方[言い換え]で拘束力のある行動義務が弱められることになった」と言う。外交の場ではそうなのかもしれないし、ND(の背後の東独当局)も、語感の違いゆえに書き換えにこだわったのだろう。

しかし ND 読者が同様に否定的に受け取ったかどうかは疑問である。**prüfen** の結果にも実施と不実施の両方があり得たからである。

類義の言い換えにすぎないとすれば、「偽造」効果は小さいので、なぜそのような無意味なことに大きなリスクを賭けたのかが不思議である。他方、フォスが言うような違いがあるなら、全欧の合意文書の意味を書き換えるという、無謀かつ稚拙な行為をしたのはなおさら解せない。

いずれにせよ、注目の的の国際文書の書き換えという大きなリスクを冒したのだから、この行為は確かに「大馬鹿」であった。なぜ、誰がこんなことを主導したのか、全く理解に苦しむ。露見すれば糾弾的になることも、露見することも明らかであった。

最低交換義務の対象は大部分が西独市民だから、漸次的切り下げについての西独との交渉(例えば経済的補償について)などを考える知恵あるいはゆとりもないほどに指導部は逆上していたのだろうか。

西独テレビニュースで国民が書き換えを知ることを東独当局は分かっていたはずであるし、そのような「大馬鹿」をしても引き下げや廃止を **consider** しなければならないことに全く変わりはなく、当局が得たものは内外での大恥と「大馬鹿」呼ばわり以外の何もなかった。

そこで私は、これほどの「大馬鹿」には理由があるかもしれない、例えば最終文書のドイツ語版作成(公式作業

用語である英語版の翻訳)の際に両独間に訳語論争があったのではないかという疑念が浮かんだ。それについて西独代表団員による答えがあった(8 節参照)。

(11) ウィーン最終文書の拘束力について

フォスは、最終文書は「条約の性格を持っていなかったが、その政治的およびモラル的意義は近年巨大なものとなり、「ほとんど誰も敢えてそれらから逃れようとする事はできなかった」と言い、その理由の 1 つとして「明白な条約用語で作成されていた」ことを挙げた。これは外交官らしい味方であった。

Seiffert (1983:1130f.) が言うように、CSCE 最終文書は「新たな国際法」ではなく、「政治的・道徳的意図表明」にすぎないが、そうした「法的性格にかかわりなく」、「彼らの権利を主張しその基本的自由が抑えられていると気付いた皆が〔自国政府もそれに署名したではないかと、〕引き合いに出すことができる」。

実際に、ヘルシンキ宣言成立直後から、東独出国運動やソ連東欧諸国の反体制派がそれを「引き合いに出す」ことを実行し、運動を広げてきたし、出国運動は実際の成果も挙げた。確かにこの意義が巨大であった。

私がヘルシンキ宣言の重要性を認識したのは、1980 年代初めに東独一般市民から「ヘルシンキだから」という言葉を何回か聞いたからであった。CSCE の言う権利を当局に要求する場合に、その最終文書が市民にとって要求の根拠の 1 つになった。これが実際に大きな役割を果たすことを東独では出国運動が実証した。ポーランドの「連帯」にとっても CSCE は重要であった(青木 2004:3)。

市民にとって条約かどうか、条約用語かどうかではなく、全ヨーロッパ合意に東独も署名した事実が重要であった。特にヘルシンキ宣言はホーネッカー自ら署名し、大々的に宣伝された事実が重みを加えた。そこでその後の諸最終文書も重要な国際文書のイメージを維持した。

東独憲法²⁰第 8 条は、「一般に承認され、平和と諸国民の平和的協力を寄与する国際法の諸規制は国家権力と各市民にとって拘束力を持つ」と定めた。第 5 条には「諸国民の意思の疎通及び安全保障に奉仕する外交政策を推進する」ともあった。

出国派は、国際自由権規約やヘルシンキ宣言を第 8 条に該当するとして全面実施を、当局は法律による制限可能性を主張してきた。ウィーン会議最終文書も、「平和と諸国民の平和的協力を寄与する」全欧合意なのだから、それが国際法たり得るかどうかの法学論議を別にして、第 8 条の精神に合致するとして、市民にとっては最終文書順守を求める根拠たり得た。もし条約用語で書かれているなら、なおさら重要であった。

8. CSCE ウィーン会議西独代表団員の報告

前節の「(9) 最低交換義務についての最終文書偽造問題」の末尾で触れたように、東独の最終文書書き換え

はあまりに見え見えの大胆な、あるいは「大馬鹿」の行為ゆえ、背景に会議におけるドイツ語訳の争いがあった可能性を推測した。

これについて CSCE ウィーン会議の西独代表団員であった Wrede (1990:109-112) に回答があった。それによると:

そもそも最低交換義務問題の最初の提起は、中立グループの中のスイスとオーストリアが 1987 年 2 月 27 日に提示した「人々の接触についての彼らの包括的提案」の中にあった。

中立諸国は最低交換義務を両独間の案件を越え全 CSCE 参加国にとって大きな問題と見なした。

これに対して東独代表団が「経済的理由から」廃止不可能として断固拒否した。しかし提案した両国と調停者(スウェーデン)がその後も尽力し、西側の支持に加えて「ユーゴスラビアの驚きの支持」があり、さらにワルシャワ条約諸国も東独の態度に「同調しないかまたは非常に納得的というわけではなかった」。

結局、東独はこの問題で「孤立化を敏感に感じざるを得ず…会議終了の少し前に最低交換についての規定のための調停者の最後の案を受け入れることを決めた」。それは会議終了 4 日前の水曜日(1989 年 1 月 11 日)であった。

ところがその翌日の、最終文書ドイツ語版を作る「ドイツ語グループ(オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン、DDR、連邦ドイツ代表団)」の会議において、東独が「最後通告のトーンで *consider* の訳語として *prüfen* を要求した」。しかし「人々の接触」の分野では「全く大多数が *erwägen* と訳されていて、それが意味する義務の程度は、絶対的に拘束力のない *prüfen* (= *examine*) を明らかに越えているので、DDR 代表団のこの要求はほかの全員から拒否された」。

全員反対であっても東独代表団は採択予定の前日(1 月 14 日)夜もこの主張に固執した。「東側情報源」によれば、それはホーネッカーないし政治局の圧力のせいであった。

「最後の係争点」ゆえこれに全参加国とメディアの注目が集まった。そこで会議場のカフェテリアで東独代表とドイツ語グループ(スイスとリヒテンシュタインの大使やスウェーデン出身の調停者も参加)の交渉が行なわれ、大声も飛び交った。その隣のテーブルで西独の週刊誌シュテルンと公共テレビ ARD の記者が聞き耳を立てていたので、センセーションになった。

ようやく 1 月 14 日午後 8 時少し前に DDR 代表団が、電話で本国の了承を得た上で、「*in Erwägung ziehen*」を受け入れる用意があると声明した。東独の英独中辞典(VEB Enzyklopädie Leipzig 1988)には *consider* の独訳が多数あるが、*prüfen* はなかった。

しかし東独は〔上記の〕ND 掲載文でも、「その後

²⁰ 1968 年制定、1974 年改定。原文(Verfassung der DDR)は幾つかのウェブサイトにある。改定版の邦訳は高田(2010:6

章)、また 1968 年制定当初の案文と成文の邦訳は社会主義法研究会(1968;1968a)にある。

の DDR 政府の公式刊行物でも、「in Erwägung ziehen」ではなく「prüfen」と表記し続けた。

辞書では類義でも条約用語としては義務の度合いに差があると言うが、英語版とドイツ語版を比べると、consider のドイツ語訳には erwägen ないし in Erwägung ziehen が多いが、原則第 16 項や「人々の接触」第 21 項ほかでは prüfen であり、第 3 の訳語の場合もある。時間切れ寸前まで「大声」で論争するだけの違いはまだ理解できない。

東独側は露呈覚悟の上で自説にこだわったのだろう。最終文書の ND 掲載のみならず、上記のように、東独政府公式刊行物もこの書き換えを貫いた。

Wrede(1990:108-109)によると、ウィーン会議の経過中に、東独代表団が、西独は最低交換についての協定に固執しないだろうというわさを広める一方、西独はそれを否定しただけではなかった。1988 年初夏に「西側の第 3 バスケット専門家たち」をベルリンに招待し、ドイツ分割の現実を見せるという工作をした。

西独にとって最低交換義務についても成果を挙げたウィーン会議終了後の 1989 年 8 月初めには、西独のドイツ内閣関係省が、「この問題で貢献した」「スウェーデンの調停者を含む西側中立諸国のあの 4 人の専門家」をベルリンに「気前よく」招待し、「彼らはそれによって、自分の目で分割の苦々しさを見た」。

こういうことを知ると、最初の提案をしたスイスとオーストリアの関係者に実は事前に、西独が働きかけをしていたのではないかという推測が思い浮かぶ。

このような訳語論争があったのだから、ND 掲載の最終文書の該当箇所を CSCE 関係者はすぐにチェックしたのだろう。例えば、西独代表団員であり西独のドイツ内閣関係省幹部でもあった Kristof(1989)が、すぐにこの問題を取り上げた。

Kristof(1989:402)によれば、最低交換義務について「参加諸国の大多数」が廃止に賛成したが、東独の「頑固な抵抗」のため最終文書ドイツ語版の確定が同会議の「最後の裁定」事項となった。その上、ND 公表文は上記のように言葉を替えていたので、「ひどい懸念を呼び起こした」(詳しくは 7 節)。

しかし Kristof 自身が、最終文書ゆえに東独は最低交換義務を「考慮」(erwägen)しなければならぬと記しつつ、同時に、「この吟味(Überprüfung)の義務」はその削減だけではなく廃止についての「適切な熟慮(Überlegung)」も含んでいる、と記した。彼も、erwägen と(Über-)prüfen(の Überlegung)が類義であることを示したことになる。

東独の抵抗によって最低交換義務の廃止そのものではなく、その考慮になったにもかかわらず、この合意について彼は、両独関係が悪化した場合にも東独は最終文書に反するから最低交換義務の引き上げはできないという意義を認めた。

他方で一般ツーリストにはその引き下げ・廃止の考慮が定められたにもかかわらず、「特に優遇されるべき家族

旅行の際に、そうした可能性が予定されなかった」ことを CSCE の「次の機会」に改善すべきだと主張した。

Kristof(1989: 395)によれば、西独の同盟国や友好国にはヨーロッパ内自由移動の障害についての同様の案件が無いが、またはわずかな規模であるために、「ドイツ人ほどの関心を誰も持っていない」状態であった。そこで、ウィーン会議における西独政府の「中心的関心事は自由移動という人権の確保」にあった。

ここに言う自由移動として西独政府の念頭にあったのは、特に両独間の「旅行と[家族・親戚等]訪問」および東独における出国権であった。

出国・移住の自由について西独は、東独出国希望者およびソ連やルーマニアのドイツ系移住希望者をそれぞれ大規模に抱えていたが、そういう国はほかに無かったし、分断国家ゆえに家族・親戚・元の隣人の相互訪問希望も大規模であった(同前)。

Kristof(1989: 396)が、「他の同盟諸国代表団の視点からは比較的取るに足りぬものと思われた」ことを「最もはっきりと示す」例としてあげたのは、最低交換義務であった。その額は、例えばカナダからの訪問の場合には、高額な旅行費用に比べれば「わずかな要因にすぎない」が、「その額はベルリンにおける家族訪問の際には訪問数に直接影響してきた」。

Kristof(1989)公刊の 7 ヶ月後には壁が開放され、一気に問題が解消した。

Kristof(1989:395)は、ウィーン会議開始時点では、国境でのいわゆる「射撃命令」を例外として、CSCE の枠組みにおける「人権と基本的自由の尊重ランキングのようなものがあれば」、東独がワルシャワ条約諸国の中では「ハンガリーにわずかに遅れただけの指導的役割」を果たしていたと言う。[とはいえ、いずれも到達点は低い。]

ところが、ウィーン会議開始期間にチェコスロバキアとともに最下位に「滑り落ち」た(但し別格最下位のルーマニアを除く)[アルバニアは CSCE 不参加]。東独の人権悪化として彼は「特に教会や独立グループ」の活動の余地と、「政治犯の数」、「また 1988 年後半における移住希望者の扱い」を挙げた(同前)。

ウィーン会議期間中にこれらが「特に」悪化したわけではない。ソ連系雑誌の配布中止やシオン教会牧師館地下の環境図書館急襲、ローザ・ルクセンブルク・デモ事件などの弾圧事件が起こったが、それらは、「教会や独立グループ」および出国派の活動がこの時期に非常に活発化したことの反映でもあった。上記のうち環境図書館急襲は失敗に終わり、ローザ・デモ事件の弾圧も連日の大規模な抗議運動により尻すぼみに終わった。つまり、市民側の抵抗の強化と当局側の強硬化が競い合い、かつてなく草の根活動が活発化していた。

こうした状況を他のワルシャワ条約諸国と比べて順位付けするには尺度が問題となる。明言はないが、おそらく著者は主に指導部の改革努力に拠っている。その尺度でのトップはハンガリー、人権要求の大衆運動の規模という尺度ならトップはポーランド、次いで東独であった。

9. 新外国旅行行政令(1988 年 11 月 30 日)

フォスの東独指導部非難には誇張もあるように感じるが、特に、彼の言う「新しい旅行法」、正しくは新外国旅行行政令への批判は妥当ではない。

Süß (1999: 148)も新外国旅行行政令は「誰をも満足させなかった、反体制派も順応市民も」と言う。

しかし東独最強の反体制派である出国派にとっても、順応市民を含む外国旅行希望者にとっても、満足ではなかったが、改善であった。だからこそ、後述のようにミールケがきわめて神経質になった。

この法令は法律 (Gesetz) ではなく政令 (Verordnung) である。その正式名は「ドイツ民主共和国市民の外国への旅行に関する政令」(GBl I 1988 Nr.25)であり、首相シュトフと内相兼人民警察長官ディッケルが 1988 年 11 月 30 日制定、同年 12 月 13 日官報掲載、翌年 1 月 1 日発効(裁判所での再審査のみ 7 月 1 日発効)であった。私は新外国旅行行政令と略称している。この政令によって上記の 1983 年家族合流政令は廃止された。

フォスの回想は、新外国旅行行政令について、「それは本質的には既存の諸制限を法的枠組みに詰め込む試みにすぎなかった」と片付けた(7 節(8))。

これは新外国旅行行政令をあまりにも過小評価した。東独指導部批判を急ぐあまりの勇み足だろう。この政令はいまだ甚だ不十分ではあったが、従来に比べれば大きく進展し、また出国運動が獲得した成果の 1 つでもあった。

この政令とそれに連動した内相規則 175/89 (Lochen 1992:Dok.10)は、CSCE ウィーン会議への対応でもあるが、同時に 1988 年 3 月 3 日に東独福音教会指導部会議議長ライヒ (Werner Leich) が、ホーネッカーとの政教首脳会談において要請した政策是正の実現でもあった。ライヒの要請は、1988 年 1 月 17 日のローザ・ルクセンブルク・デモ事件とその中心集団であった出国希望者の要求を受けたものであった。

ライヒは、「旅行規定の基準が隠れたまま」であり〔後述の VVS を指す〕、「どの〔出国〕申請も却下の恐れに脅かされたまま」であり、「通例却下理由の説明は拒否されている」ことの改善を求めた。さらに、「市民の個人生活に関わるあらゆる種類の申請手続き」について当局に「説明義務」を課すこと、「〔西側〕訪問旅行の際の手続きと基準の公開」、「国籍除籍申請者」〔恒久的出国申請者〕への「国籍除籍までの最小待ち期間の提示」を要請した。新外国旅行行政令はこれらに応じたものであった。彼はほかに、「兵役代替民間奉仕の導入」、西側新聞の一般新聞売り場での販売なども要請した(青木 2008:11)。

当時ホーネッカーはローザ・ルクセンブルク・デモ事件の窮地を教会の抱き込みで乗り越えようとしていた(青木

2008:11-12)。

この政令は「職務旅行」〔出張〕、「ツーリスト旅行」(いわば官製団体旅行)、「私的旅行」²¹という 3 種の旅行に加えて、「恒久的出国」〔移住〕について定め(第 10~12 条)、申請処理期限(16 条)や、申請却下への不服申し立て、裁判所への提訴も認めた(第 18・19 条)。

法令上の出国許可基準の歴史的経過と手続きについては青木 (2009:132-134)を参照されたい。法令外の特例許可も多かったので、法治国家ではなかった。

恒久的出国(移住)問題の重大性を SED やシュタジが認識したのは 1976 年であり、それまでは逃亡対策が重点であった(青木 2009:151-152)。

そこで 1977 年 2 月 16 日、SED 中央委員会書記局が「非社会主義諸国及び西ベルリンへの移住を達成しようとする東独市民の違法な試みの阻止…」についての基本方針を定めた:

「特に BRD と西ベルリンの緊張緩和に敵対する報復主義勢力」がマスメディアと外交施設を使って「広範な扇動キャンペーン」を行い、非社会主義諸国への移住について東独市民を「鼓舞」しているが、それは内政干渉であり、東独法規には「非社会主義諸国及び西ベルリンへの移住の権利は定められていない」のだから「これらの…勢力とそれに鼓舞された人物たちには断固たる拒否がなされる」(前文)²²。

但し、家族合流政令以前にも、「例外的な場合」に出国が許可された。それを定めたのは内相指示 42/71 (1971 年 1 月 15 日、その後度々改訂)、内相規則 118/77 (1977 年 3 月 8 日、その後 1988 年 3 月に第 11 改訂)であった。

これらの指示や規則によれば、例外的許可の対象は年金生活者、障害者、要介護者、西独市民との東独が許可した婚姻、一親等の離散家族合流のみであり、これらの場合であっても機密情報保持者、兵役義務者、職業軍人や公安関係者の両親、子ども、祖父母、孫の申請には不許可であった。

実はこれらの指示や規則以外に、「特別な理由のある例外的な場合」、さらに、「政治的・作戦的理由から」移住を許可する「特別の場合」があったから、実際の運用はきわめて恣意的とも、弾力的とも言い得た(その事例を含めて、青木 2009:132-134;147-154)。

内相指示や同規則の内容ははいずれも本来は公開されるべき事柄であるが、「VVS」(機密保管事項)指定であり、一般市民には秘密であった。従ってこれまでは、家族合流政令該当ケース以外の不服申し立てはあり得ず、恣意的運用も可能であった。政治的許可の最多の集中的発行は 1984 年春の「出国の波」であった。

閣僚会議議長指示 34/77 (1977 年 3 月 8 日)や同

²¹ ユーゴスラビアとアルバニア以外のソ連東欧およびモンゴル・北朝鮮へは「別に定めがない限り、特別の理由なしに」可能だが、それ以外の外国については許可が必要で、親戚・年令などの許可条件が定められた。

²² 1977 年 2 月 16 日中央委員会書記局会議議事録(DY 30/J IV 2/3 2555:Anlge 2)。Riemann (2005:Dok.2) や Eisenfeld (1998: Dok.2)にも所収。

143/83(1983年9月27日)、同192/88(1988年12月8日)、およびそれぞれに関連するシュタジの命令ないし職務指示、最高裁等の統一方針などは、ひたすら移住・出国申請抑止対策であった。ただその表題は、3つの議長指示の順に、「…移住を達成しようとするDDR市民の違法な試み…」対策、「…移住を達成しようとするDDR市民の試み…」対策(「違法な」が無くなった)、「恒久的出国申請の抑止のための国家機関」等の「統一的行動」(恒久的出国という用語に変わった)というように、時代に合わせて変化した。これらもむろん「VVS」指定であった。

新外国旅行政令は、「恒久的出国は人道的理由がある場合に許可され得る」(第10条第1項)が、「人道的理由は以下の場合に存在する」として、未成年の子の両親ないし兄弟姉妹等への合流、婚姻、配偶者の合流、独身成人の親戚への合流、事情により独身成人の両親・兄弟姉妹による介護、年金年令・障害者という、従来と大きくは変わらない限定を設けた(同第2項)。

これでは批判を免れ得ないと考えたのか、「社会的利益」や「他の市民の権利」が害されないか、「ないしは国民経済または公共の秩序にとっての不利益が予期され得ない場合には、他の人道的理由からも許可され得る」という、硬軟両様の解釈を可能にする曖昧な補足をした(同第3項)。

「他の人道的理由」についての説明ないし定義はないので、社会的利益等を害しない場合にはすべての「人道的理由」が該当するようにも解されるが、問題は「人道的」と社会的利益等の解釈になる。

これらの許可基準はあくまで「人道」措置であって、人権としての出国権を認めていないという根本的欠陥があったが、従来に比べれば明らかな緩和であった。

最も重要なことは、法律ではなく、議会にかからない政令という不十分さがあったとはいえ、外国旅行や出国についての規定が公開されたことであり、それは東独としては画期的であった。

これまでは家族合流政令以外は、すべてが「VVS」指定の秘密であり、運用も改廃も当局の恣意と任意が支配する世界であった。

この政令は、「却下理由」も明示した：

「国家の安全保障または国防の保護のために必要である場合」には「却下されるべき」であり(第13条)、「公共の秩序または他の国家の利益の保護のために必要である場合」には「却下され得る」(第14条第1項)、「恒久的出国の許可は、市民の権利や社会主義的モラルの諸原則、社会的必要の保護のためにも却下され得る」(同第2項)、「外国滞在中のDDR市民の利益と権利の保護が十分に保証されない場合」にも「却下され得る」(第15条)。

さらに、第14条第1項について8つの「場合」を、同第2項には5つの「場合」を細かく列挙した。

例えば、「〔国内に留まる〕市民の権利や社会主義的モラルの諸原則、社会的必要の保護」のために出国申請却下が可能とある、これらの「場合」の殆どが、非常に幅広

い適用が可能であり、硬軟両様の適用ができる。

この政令は、申請処理責任者(内務係ないし警察署旅券・申告係の責任者)や申請処理期限(私的旅行は3ヵ月以内、危篤・死亡・埋葬などの場合は3労働日以内、恒久的出国は6ヵ月以内)、却下理由の文書通知も明記した(第16・17条)。これらも家族合流政令よりは改善された。

さらに「法的手段」の第1として、「決定に対して不服の法的手段が許容され」かつそのことが申請者に「教えられるべきである」(第18条)ことが定められた。

行政機関への不服申し立ては家族合流政令にもあったが、この政令はさらに、「不服審査決定」に異存があれば、「不服申立人は文書で2週間以内に裁判所による再審査を申請することができる」(第19条)という初めての規定を設けた。裁判官の権力への従属が目立っていたから、再審査提訴の実効性に危うさがあったが、それでも法治への一歩前進であった。

以上のように新外国旅行政令には、依然として出国等を人権としてではなく特定の「人道」の範囲でしか認めていないという根本的限界をはじめ種々の限界があったが、東独史においては大きな改善であった。

当局は、この政令の定め以外の「政治的・作戦的必要から」の特別許可を継続した(10節にあるミールケの職務指示2/88の添付3)。これは、許可の範囲は政令の定めより広げることになるのだが、同時に当局みずからこの政令の許可基準の欠陥、非現実性を認めることでもあった。

しかもこれは、相変わらず、欠陥と非現実性を超法規的な恣意的措置で解決しようとする姑息な統治スタイルが存続することを示した。

この政令は文面自体にも以上のような意義があるが、発効後の出国希望者によるその活用がその意義を文面以上に高めた。

その最初の象徴は、前年の東ベルリンのローザ・ルクセンブルク・デモ事件を継承するライブチツピでのデモ(1989年1月15日)であった。このデモでは800人(参加者証言)ないし150~200人(シュタジ報告)が、同市中心部を約1時間も、整然と隊列を組んで、無印の「沈黙行進」に成功した。これはのちに「革命のための総稽古」と評価される(青木2017:166-167)。

加えて、この政令の発効直後に、ウィーン会議最終文書がNDに載ったことが相乗効果となった。抜粋とは言え、上記のように、「諸原則」の第20項の全部と第21項の主要部分が載っていたから、出国希望者は大きく勇気づけられたに違いない。両項は、彼らの内務係への押しかけや、不服申し立て、提訴などの際の強い論拠になるからである。

出国運動創始者の一人医師ニチュケ(Karl-Heinz Nitschke)らがそうであったように(青木2009)、出国希望者は、加えて教会も、CSCEの動向に敏感であり、ニュースを追い、関係する公表文書を熟読した。常に携帯する者もいた。彼らの命運に直結していたからである。

出国運動の盛り上がりシュタジも狼狽した。

10. シュタジ大臣ミールケの狼狽と対策 (1989 年 4 月 28 日)

シュタジ狼狽の様子をミールケ報告に見ようと思う。

1989 年 4 月 28 日にミールケは、シュタジの中央職務協議会 (Zentrale Dienstbesprechung) を召集した。彼の報告原稿はタイプ印刷計 178 枚 (ZAIG 8677:Bl.1-178)²³に及ぶ。会議は[おそらく休憩を挟んで]2 部に分かれ、第 2 部の録音 (ZAIG Tb Nr.3、1 時間 49 分)²⁴が残っている。

中央職務協議会は「1980 年代には[ミールケの]殆どモノログの催し」であり、「討論は予定されなかった」(上記資料前者のウェブサイト掲載への BStU 前書き)。

第 2 部の報告の全体は、新外国旅行行政令が引き起こした諸問題についてである。「非社会主義の外国への私的旅行」の増加(第 1 四半期に前年同期比 24.2%増)や、その旅行から東独への「非帰還者」の問題、いわゆる大使館占拠、東ベルリンにある西独常駐代表部への東独市民の相談増、「不法離国」[逃亡]などにも触れつつ、主として「恒久的出国申請者」対策を語った。

これらについて、彼はシュタジ幹部たちに 2 時間近くも弁じ立てた。新外国旅行行政令発効に伴う事態の深刻さを感じ取っていたからこそこの熱弁であった。

いつものように、「敵」や国内の「敵対的・否定的勢力」、「反動的な教会勢力」の策動を槍玉に挙げつつ、以下のように指示した (ZAIG Tb Nr.3) :

・自らが 1988 年 12 月 13 日の職務協議会においてこの政令に伴うシュタジの課題を指示したが、最近の「中央諸決定」[国境での射撃停止命令とその関連]に伴い更なる課題が生じた。

・「敵および国内の敵対的・否定的勢力」が、新外国旅行行政令は「DDR 住民の大部分の利益に反するとか、また CSCE ウィーンの諸協定に照応していない、と中傷するために、強力な試みがなされているという、すでに 12 月になされた評価が確認された」。

この中傷キャンペーンは「新たな諸規定[新外国旅行行政令]の利用ないし乱用のもとに…恒久的出国の申請や不法離国へと DDR 市民を相変わらず鼓舞」している。

[続いて非社会主義国への私的旅行について論じるが、すべて省略。]

・「次に、恒久的出国の分野での状況の発展の若干の最新の認識とそこから生じる課題と要求について」[申請状況の若干の数字を挙げつつ]申請却

下が「1.9%にすぎず」、[説得によって]申請を放棄させ得たのは「0.4%にすぎない」ことが、「状況の非常な複雑さ」を生んでいる。「従ってすべての職務単位」は「もっと強力に、協力パートナーへの相応の影響によって、より多数の放棄の達成努力と旅行行政令に基づく継続的な却下のための具体的な措置を導入」すべきである。

[「継続的な却下」とは何か。彼の報告では第 1 四半期の恒久的出国申請のうち過去に却下された者の再申請の比率が 90%を占めたのに、今回の却下率が 1.9%になっているのはおかしいゆえ、過去に却下された者は「継続的」に却下するように内務係等のパートナーに圧力をかけよということである。しかし許可と却下の基準が変わり、出国運動は一層強力になり、外圧も増えているのだから、却下率維持は無理であった。]

・[但し]申請却下は、「とりわけ、明白かつ反論の余地のない却下理由がある申請者に当てはまる」し、「区別して、具体的な政治的・作戦的状况に留意して、それぞれの責任分野でより有効に計画され実行されるべきである」[と、慎重さも示した]。

「その際地方選挙や FDJ[官製青年同盟]の聖霊降誕祭行事、DDR 建国 40 周年のような目前の社会的重大行事が考慮されるべき」であって、「これらの重大行事の前段階ではできるかぎり却下が通告されるべきではない」が、「その後はこの過程[却下]は確たる決定に基づいて素早くかつ継続的に続けられるべきである」。

しかし申請処理期限切れ後に「突然すべての県で相対的に短期間に多数の却下が通告されねばならない」ということは、「複雑な情勢を引き起こし得る、ないしはすでに非常に複雑な情勢をもっと尖鋭化させ得る」ので、「保安政策上支持し得ない」。

各県ともに、却下は「全申請者数との比率を十分考慮し、許可された出国数の留意のもとに、時間的にも地域的にもその種の集中が生じないように、組織されるべきである」。

[これらはいかにも恣意的な処理の指示であり、ウィーン会議最終文書にまるで反することが無視されているか、または認識されていない。]

[以上からは、却下についてミールケの頭の中が推進と自重の間を右往左往していることがよく分かる。青木(2009:134-142)は初期の出国運動家たる医師ニチュケやその弟子で、ニチュケよりもっとひどい目に遭った若い労働者ザイファート(Volker Seifarth, 当時 21 才)を

²³ BStU のウェブサイトにはこのうち Bl.2:71-83 と同:Bl.170-173 が別々に掲載されている。後者のサイト表題はこの会議名だが、前者は「地方選挙についての…会議でのミールケ」である。1 つの重要会議が分断されている。脚注 24 の問題もある。BStU 批判が生じる理由の一端だろう。

²⁴ BStU はこの録音資料に「出国希望者」対策についてのミールケ報告という趣旨の表題を付けた。確かに出国希望者対策が主であったが、「私的旅行」対策も含んでいる。両方と

も長年のテーマであり、この時にそれらが取り上げられた理由は、録音・原稿の内容から明らかなように、新外国旅行行政令発効が、CSCE ウィーン会議最終文書とあいまって、緊急事態を生んだからである。表題は「新外国旅行行政令対策」が適切であった。また、BStU は、これがこの職務協議会の第 2 部のみの録音と明記していない。録音の中に、地方選挙について「私はすでに第 1 部で(im ersten Teil) ちょっと話した」とあるが、録音に地方選挙への言及はない。

紹介した。彼らの苦闘から 10 数年後のミールケのこのような狼狽ぶりを聞けば、彼らはどう思うだろうか、と思いをめぐらさざるを得なかった。隔世の感がある。]

・申請について「なされるべき決定の基礎」は、各担当分野の「政治的・作戦的状況の具体的かつ人物別の評価であることを再度強調する」。

[このように政令やその実施規則よりも、「政治的・作戦的」判断を重視することにもウィーン会議最終文書の無理解ないし無視が現れている。「政治的・作戦的状況」のうち政治的状況は一般に言う政治情勢であり、作戦的状況は当該申請者へのシュタジの作戦状況を指す。]

・申請の「発展傾向」を知り「必要な諸措置」を導入するためには、「私の職務指示 2/88 の添付 2 が要求した情報と統計数字が正確かつ適時に中央に知らされねばならない」。

このあと報告はいわゆる大使館占拠等に移る。

上記の「私の職務指示 2/88 の添付 2」とは、1988 年 12 月 10 日にミールケが出した「非社会主義諸国及び西ベルリンへの恒久的出国の申請の抑止並びにそれと関連した敵対的・否定的行動の予防的防止(解明と撲滅)についての職務指示 2/88」の第 2 添付文書のことである。

これは新外国旅行政令の官報掲載を前に、ミールケがシュタジ全職務単位に出した指示であり、全部でタイプ印刷 75 枚もある(ほかに訂正指示 2 枚)。BStU の文書分類では複数ファイルになっている(BdL-Dok 5355; 5358、同 5356; 5357 に訂正文)。うち本文 49 枚、残りは 4 つの添付文書である。

添付 2 は「恒久的出国申請に関連する敵対的・否定的行動の予防的阻止と解明、撲滅のための政治的・作戦的状況の最新の評価と政治的・作戦的活動の有効性の保証のための情報の必要」についての指示である。

それはまず、出国運動関連の「すぐ目前の敵対的・否定的行動」についての「即時通報と補足通報」について指示した。その中に出国希望者の行動の例示がある: 「世論に訴える示威的な行動、非社会主義国の外交代表部ないし教会での脅しの試み、示威的なハンガーストライキ、自殺の脅し、暴力行動、地域を越えた集合参加等々」。またいわゆる戻り接触(すでに出国した者と東独住民の接触)にも神経を尖らせた。

続いて、作戦経過報告や定期報告とその添付書類、統計数字の報告についての指示が書かれている。

添付 1 は 1988 年 12 月 8 日の「非社会主義の外国への恒久的出国申請の抑止のための国家機関、コンビナート、企業、組織体、協同組合の統一的行動のための閣僚会議議長指示 192/88」の写しである。

これのシュタジでの具体化が職務指示 2/88 および下記の添付 4 である。これら 3 点セットによる国家組織総動員の出国申請「抑止」が、1971 年以来続けられてきた。

添付 3「政治的・作戦的必要性からの恒久的出国許可提案への要求」は、特別許可についてのシュタジ内の提案書式である。氏名などのほかに、申請が却下された理由や、どのような「政治的・作戦的理由」による提案か、政令によった場合の理由、本人や受け入れ相手についてのシュタジ内の記録ほかも記入する。

添付 4 は「市民の恒久的出国申請から生じる労働法上の諸問題の統一的な扱いについての最高裁判所と DDR 検事総長、労働・賃金担当国家書記局の方針」である。これは、1989 年 3 月 14 日付の新外国旅行政令第 1 実施規則(GBl I 1989 Nr.8)への言及があることが示すように、本職務指示が出された時に添付されたのではなく、事後的にファイルに加えられたものである。

Lochen (1992:209ff.) は、本職務指示とその添付文書すべてに加えて、付録(Anhang)としてミールケ署名の文書「西独への受刑者の恒久的出国」[自由買いを指す]も収録している。

この頃すでに出国運動の勢いは当局の手に負えない段階に入りつつあり、このミールケの報告の中でも、「特に、沈黙行進[沈黙散歩]、チェーン[人の鎖]ないし円陣の形成、プラカードやスローガン、他の目印[白いリボンなど]の提示等々のような申請者たちの計画的な世論に訴える諸活動の防止」の必要を訴えた。そのため出国申請者対策を幾つか挙げたが、その 1 つはシュタジの特技、IM(非公式協力者、この場合は密告者)潜入の「一層の質的改善」であった。

このミールケ報告のもう 1 つの大きなテーマは国境における射撃停止命令の問題であった(別稿予定)。

11. 結論:

クレutzの「出国問題の全般的解決のための 3 つの案」(1989 年 10 月 3 日)を紹介しつつ

シュタジの情勢分析の中核 ZAIG が 1989 年 7 月に事態の深刻さを報告した²⁵:

「新しい旅行政令により[恒久的出国]申請は純粋に当該国家機関の行政的かつ法律的な問題になったという見解が[申請者等によって]主張され」、当局に対する「攻撃的、挑戦的、中傷的な態度と振る舞いが著しく増加したこと、ならびに敵対的・否定的行動の脅しと実行を妨げる敷居が低くなったことが確認され」、「国家の規則あるいは手続き、決定を受け入れない申請者の数が増加している。例えば世論に訴える示威行動によって圧力を加えて国家機関を恐喝する試みである」。

この報告はさらに、同年 9 月にかけて事態が一層深刻化すると警告した:

新外国旅行政令にある理由以外の恒久的出国申請ゆえに「6 ヶ月という決められた処理期間内に大量の[申請]却下が、特に 9 月までに通告されねばならないから、これらの申請者の挑戦的態度や様々

²⁵ Mitter (1990:Dok.15). 表題は「1989 年 1 月 1 日～6 月 30 日の期間における西独・西ベルリンへの DDR 市民の恒久的出国および DDR からの不法離国の状況と発展傾向につい

ての情報」。FR (2009.08.18)に 1989 の東独からの「大量逃亡年表」がある。

な形で恒久的出国〔許可〕強奪の試みの一層の増加を考慮しておかねばならない」。

このように新外国旅行政令はその規定内の申請のみならず、シュタジの考えでは規定外の(しかし政令の曖昧さゆえに該当可能かもしれない)申請の提出も促進した。

出国派の「敵対的・否定的行動…を妨げる敷居が低くなり、国家機関への圧力が増大した。出国派と当局の間の力関係が 1988 年春よりさらに一層変化した。これは新外国旅行政令効果に加えて、この春のハンガリー国境の規制緩和も作用したと思われる。

いよいよ東独国境遮断体制清算の時が迫った。晩春から始まった東欧経路のエクスダスが激流となった。その中心は出国に備え家財を処分し「トランクに座る人々」＝出国申請者であった。秋には街頭デモも次第に激化した。

その頃、1989 年 10 月 3 日に、SED 中央委員会の「内部通知」(Hausmitteilung)として、保安担当政治局員クレンツ(Egon Krenz)がホーネッカーに「非合法出国問題の全般的解決のための 3 つの案(Varianten)」を添付文書として送り、自らは「第 2 案」を推奨しつつ、「決定をお願いする」と結んだ(ZAIG 7438:Bl.12)。

この通知には「3 つの案」の作成者名がない。たぶんクレンツが所管する SED 中央委員会保安問題部が内務省やシュタジの専門家と協議した結果だろう。

その第 2 案では、年末までに「旅行可能性を拡大」し、「DDR の諸法律とウィーン会議最終文書に基づいてすべての恒久的出国申請を審査し決定する」という「公表通知」を出す、そのために「すべての DDR 国境の一時的閉鎖」を実施し、かつ東独独自の「DDR 国籍」の即時完全承認を西独に要求することなどがセットになっていた(同前: Bl.13f.)。

西独がこの要求に応じないことを承知の上で、しかもすべての国境の閉鎖という冒険を伴う案を、クレンツは「全般的解決」のための案として推奨した。しかも出国権を「無制限に尊重する」というウィーン会議最終文書に基づいて「審査する」という自己矛盾案であった。

さらにもう 1 つの審査基準「DDR の諸法律」はその時点には存在しない。存在したのは法律ではない上に、ウィーン会議最終文書の原則には大きな距離がある新外国旅行政令のみであった。恐らく国境閉鎖中に必要法律を制定するということだろうが、当時全国境を閉鎖したら出国希望の有無を問わず「人民の蜂起」は必至であり、轟々たる国際的非難も生じただろう。

中央委の部内でも、全国境閉鎖は「殆ど実行不可能」と指摘された(翌日の「提出された諸案についての指摘」、同前: Bl.16)。

こういうことを推奨するクレンツがちょうど 1 週間後にホーネッカーからの奪権工作を開始し、その 1 週間後に成就した。だが、上記推奨からすれば、明らかに彼はウィー

ン会議最終文書を理解していなかった。そういう彼に舵取りは難しかった。

実は 3 つの案を記した添付文書には、「第 3 案がベストである。というのはそれは戦略的かつ永続的な解決を目指しているからである。但しそれはさらに何万人あるは何十万人もの市民の流出を意味するだろう」とあった。

第 3 案は、「すべての DDR 市民が旅券を取得し、どの国への旅行のビザも受け取ることができ」、制限を受けるのは「他のどの国」とも同様に「秘密保持者、兵役者または訴訟手続き進行中の人物」のみである、という明快な案であった。

続けて、「第 3 案についての決定は DDR 建国 40 周年演説によって公表されるべきである」とあった(同前: Bl.14)。

この案はウィーン会議最終文書に沿っていたが、クレンツはこれを嫌った。上記の「提出された諸案についての指摘」は、市民流出規模について、「それと結びついた政治的、経済的、社会的影響がもはや〔第 3 案を〕支持し得ない規模を想定することができる」とした(同前: Bl.17)。

しかし、実際に 1989 年 11 月 9 日に SED 中央承認を経て閣議決定された「新旅行規則」は、第 3 案のような「最大限案」(同前:17)、つまり旅行と移住の即時自由化であった²⁶。いかに大きな「影響」があろうと、そうせざるを得なかった。

第 1 案は、西独による「DDR 国籍」承認を条件とする旅行可能性拡大であった。だが案作成者自ら、「第 1 案はとりわけプロパガンダ効果を持つだろうが、殆ど解決にならないだろう」とし、対西独関係の悪化も予想した(同前: Bl.13)。

万が一にも、ホーネッカーが第 3 案を採用して、第 3 案にあるとおりに彼の建国 40 周年演説(1989 年 10 月 7 日)で発表していたら、一大センセーションであり、壁開放が 1 ヶ月早まることになった。

その結果は、11 月 9 日の壁開放後の事態とほぼ同様であったと推測される。

当時あり得た 3 つの案のうち第 1・2 案はすでに実行不可能であり、第 3 案(国境全面開放)を選択するしかなく実際に、案作成者の要請より 1 ヶ月遅れたが、第 3 案同様の結果となった。

国境全面開放がその後の東独という国家の運命を決することになった(但しソ連の「四大国」特権という難題があったが)。このことは、東独「平和革命」の核心が出国希望者とそれによる出国運動であったことの例証の 1 つでもある。彼らの願望は西独合流であった。

「より良き社会主義」としての東独を願い「平和革命」に尽力しメディアの注目も浴びた残留改革派にとっては、不本意な結末をとなった。

²⁶ 1989 年 11 月 9 日の壁開放という結果を生んだ同日閣僚会議決定「新旅行規則」(ND 1989.11.10:1、邦訳『世界政治』

1989.12.上:5)に到る同年 10 月 10 日以後の当局内の推移は青木(1991:26-38)参照。

表1 ND(1989.01.22-23)掲載のCSCEウィーン会議最終文書の削除箇所

削除順	該当ページ	削除箇所
--	全体	最終文書の区分ごとに付された項目番号
1	5	大区分「ヨーロッパ安全保障の諸問題」冒頭の決意5カ条のうち先頭以外の4カ条
2	6	小区分「諸原則」(6)後半、(7)全部
3	6-7	諸原則(10)全部
4	9	諸原則(14)末尾約1/3
5	9	諸原則(15)末尾約1/3
6	11	諸原則(21)後半
7	12	諸原則(24)全部
8	12	諸原則(25)後半
9	12-14	諸原則(27)全部、 小区分「ストックホルム会議」「安全保障と軍縮の新たな努力」全部
10	14	小区分「信頼醸成・安全保障措置についての交渉」の最後の7行
11	15	小区分「通常兵力についての交渉」の最後の3行
12	15	小区分「…意見・情報交換会議」の前半の一部(4行)
13	15	「…意見・情報交換会議」の後半の一部(6行)、大区分の結び全部
14	16	大区分「経済・科学・技術・環境分野での協力」の前書き最初の3.5行以外
15	16-17	小区分「商業・産業協力」の(3)末尾2行、(4)全部
16	17-18	「商業・産業協力」の(6)の最初の3行以外、(7)～(13)全部
17	19	小区分「科学技術」の(14)全部
18	19	「科学技術」の(15)の後半と、(16)～(18)全部
19	20	「科学技術」の(20)の後半2/3と、(21)～(22)全部
20	20	「科学技術」の(23)の後半5行
21	20-21	小区分「環境」の(24)後半
22	21	「環境」の(25)の最初の2行以外
23	21	「環境」の(26)の最後の2行
24	21	「環境」の(27)の最後の2行
25	21	「環境」の(28)の最初の3行以外
26	21-22	「環境」の(29)の最初の3行以外と、(30)全部
27	22	「環境」の(31)の後半
28	22	「環境」の(32)後半
29	22	「環境」の(33)後半
30	22-23	「環境」の(35)後半
31	23	「環境」の(36)後半と、(37)全部
32	23	小区分「その他の分野での協力」の(38)全部
33	23-24	「その他の分野での協力」の(39)末尾3行
34	24-26	小区分「その他の分野での協力」の(40)の末尾3行と、(41)～(46)全部、 大区分「地中海地域における安全保障と協力諸問題」全部
35	32	小区分「人々の接触」の(33)全部
36	33	小区分「情報」の(38)全部
37	33-34	「情報」の(42)～(46)全部
38	34-35	小区分「文化分野での協力と交換」の(53)後半4行
39	35-36	「文化分野での協力と交換」の(58)～(62)全部
40	36-37	小区分「教育分野での協力と交換」の(68)の後半と、(69)～(71)の全部
41	38-39	大区分「CSCEの人々の次元」後半

(出所) 表記 ND から青木が作成。

(注) 「削除順」は ND の紹介記事の中の削除を示す記号(...)に冒頭から順に青木が付した番号である。「該当ページ」は OSCE ウェブサイト掲載のドイツ語版のページを指し、「削除箇所」にある行数も同様である。「後半」はおおよそである。

略語

シュタジ = 東独国家保安省(略称 MfS)またはその職員
 ADN = Allgemeiner Deutscher Nachrichtendienst、一般ドイツ通信社(東独)
 BRD = Bundesrepublik Deutschland、ドイツ連邦共和国(西独)のドイツ語略称、東独当局の用語では西ベルリンを含まなかった
 BStU = Der Bundesbeauftragte für die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen DDR、旧東独国家保安省文書保管庁
 CSCE = Conference on Security and Cooperation in Europe、全欧安全保障協力会議、ドイツ語略称 KSZE
 DDR = Deutsche Demokratische Republik、ドイツ民主共和国(東独)のドイツ語略称
 FDJ = Freie Deutsche Jugend、自由ドイツ青年同盟(SED の下部組織、1989 年秋にはやや自主行動)
 HA = Hauptabteilung、局。シュタジ大臣代理(複数)が所管する最上級部門
 IM = Inoffizieller Mitarbeiter des MfS、シュタジの非公式協力者ないし非公式職員、いわゆる密告者やスパイ、暗殺任務、他の職種の兼務など何種類もあった
 KSZE = CSCE のドイツ語略称
 MfS = Ministerium für Staatssicherheit、国家保安省の略称
 SAPMO = Stiftung Archiv der Parteien und Massenorganisationen der DDR im Bundesarchiv、連邦公文書館東独政党・大衆組織アーカイブ施設(ベルリン)
 SED = Sozialistische Einheitspartei Deutschlands、ドイツ社会主義統一党、東独支配党
 OSCE = Organization for Security and Cooperation in Europe、欧州安全保障協力機構、CSCE の発展的後継
 VVS = Vertrauliche Verschlussache、機密保管事項
 ZAIG = Die Zentrale Auswertungs- und Informationsgruppe、シュタジの「中央評価・情報グループ」

紙誌略語

DA = *Deutschland Archiv*
 GBl I = *Gesetzblatt der DDR*, Teil I、東独官報第 1 部
 FR = *Frankfurter Rundschau*
 ND = *Neues Deutschland*、SED 中央機関紙
 TSP = *Tagesspiegel*

引用文献(引用紙誌略語を含む)

青木國彦(1988)東ドイツマルクのマミレートの暴落、『経済体制研究』(東北大学経済体制研究会研究資料)6(1988年3月)
 ----(1991)『壁を開いたのは誰か』化学工業日報社
 ----(1992)『体制転換』有斐閣
 ----(2004)ポーランド危機と冷戦の終わりの始まり: ヘルシンキ宣言との関連において、『研究年報経済学』(東北大学)66-2 (<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/gsk.html>)
 ----(2008)東独 1988 年 4 月「中央決定」の意味と文脈、『比較経済研究』(比較経済体制学会)45-1(同上 URL 掲載)
 ----(2009)東独出国運動の発生: 逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た、『研究年報経済学』(東北大学)70-2(同上 URL 掲載)
 ----(2014)東独イェーナの白いサークルによる沈黙円陣(1983年): CSCE マドリッド会議閉幕を前に、『東京国際大学論叢経済学部編』50(同上 URL 掲載)
 ----(2016)比較経済体制学会報告フルペーパー。一般には入手困難。加筆した別稿を予定
 ----(2017)ローザ・ルクセンブルクの「異論の自由」の意味と衝撃: 1988 年 1 月 17 日東独でのローザ・デモ事件に関連して、『ロシア・東欧研究』45(同上 URL 掲載)
 ----(2018)元東独政治犯ガルトンシュレーガーの冒険: 東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界、『社会主義体制史研究』1 (<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>)
 ----(2018a)ケネディのベルリン演説(1963年6月)再考: プラント

東方政策との比較、『研究年報経済学』(東北大学)76-1 (<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/gsk.html> に近掲)
 クロル、ハンス、三輪晴啓訳(1970)『大使の回想: 独ソ和解を求めて』サイマル出版会
 ゴルパチョフ、ミハイル(1986)『ゴルパチョフ演説・論文集』国際文化出版社
 社会主義法研究会訳(1968)ドイツ民主共和国新憲法草案(全訳)、『法律時報』4月
 ----(1968a)ドイツ民主共和国新憲法、『法律時報』5月
 高田敏他編(2010)『ドイツ憲法集』第6版、信山社
 ヤルゼルスキ、ヴォイチェフ(工藤幸雄他訳、1994)『ポーランドを生きる』河出書房新社
 吉川元(1994)『ヨーロッパ安全保障協力会議(CSCE)』三嶺書房 BdL-Dok 5355; 5356; 5357; 5358, in: BStU MfS.
 Bickhardt, Stephan (Hg.) (1988) *Recht ströme wie Wasser: Christen in der DDR für Absage an Praxis und Prinzip der Abgrenzung*, Wichern.
 Crome, Erhard; J. Franzke (1993) Die SED-Führung und die Wiener KSZE-Konferenz 1986 bis 1989, in: DA, H.8.
 CSCE (1983) Abschliessendes Dokument des Madrider Treffens 1980 der Vertreter der Teilnehmerstaaten der KSZE, Madrid 1983, OSCE. in: <https://www.osce.org/de/mc/40873?download=true>
 CSCE (1989) Abschliessendes Dokument des Wiener Treffens 1986 der Vertreter der Teilnehmerstaaten der KSZE, Wien 1989, OSCE. in: <https://www.osce.org/de/mc/40883?download=true>
 ----(1989a) Concluding Document of the Vienna Meeting 1986 of Representatives of the Participating States of the CSCE, Vienna 1989, OSCE. in: <https://www.osce.org/mc/40881?download=true>
 DY 30/2333, in: Bundesarchiv, SAPMO.
 DY 30/J IV 2/2 2189, in: Bundesarchiv, SAPMO.
 DY 30/J IV 2/2 2263, in: Bundesarchiv, SAPMO.
 DY 30/J IV 2/3 2555, in: Bundesarchiv, SAPMO.
 Eisenfeld, Bernd u. a. (1998) *Ausreisen oder dableiben? Regulierungsstrategien der Staatssicherheit* (Reihe B: Analysen und Berichte, Nr. 1/97), 2. Auflage, BStU.
 FR (1989.01.28) Im Wortlaut: offener Brief an Honecker: Die Mauer wirkt nach innen.
 FR (2009.08.18) 1989 Chronik einer Massenflucht.
 GBl I (1983 Nr.26) Verordnung zur Regelung von Fragen der Familienzusammenführung und der Eheschließung zwischen Bürgern der DDR und Ausländern vom 15. September 1983.
 ----(1988 Nr.25) Verordnung über Reisen von Bürgern der DDR nach dem Ausland vom 30. November 1988.
 ----(1989 Nr.8) Erste Durchführungsbestimmung zur Verordnung über Reisen von Bürgern der DDR nach dem Ausland vom 14. März-1989
 HA IX 687, in: BStU MfS.
 Hertle, Hans-Hermann (2011) *Der Fall der Mauer*, Westdeutscher Verlag
 ----(2011) *Die Berliner Mauer: Biografie eines Bauwerkes*, Ch. Links.
 Honecker, Erich (1978) *Reden und Aufsätze*, Bd. 5, Dietz.
 Ide, Robert (2014) "Die Mauer steht noch 50 und auch 100 Jahre": Der große Irrtum von Erich Honecker, in: *TSP* vom 18.01.2014.
 Kristof, Erich (1989) Das Wiener KSZE-Folgetreffen aus deutschlandpolitischer Sicht, in: DA, H.4.
 Kuhrt, Eberhard (Hg.) (1999) *Opposition in der DDR von den 70er Jahren bis zum Zusammenbruch der SED-Herrschaft*, Leske+Budrich.
 Lehne, Stefan (1991) *The Vienna Meeting of the Conference on Security and Cooperation in Europe, 1986-1989*, Westview Press.
 Lochen, Hans-Hermann; Christian Meyer-Seitz (hg.) (1992) *Die geheimen Anweisungen zur Diskriminierung Ausreisewilliger: Dokumente der Stasi und des Ministeriums des*

- Innern*, Bundesanzeiger.
- Mitter, Armin; Stefan Wolle (Hg.) (1990) *Ich liebe euch doch alle! Befehle und Lageberichte des MfS Januar – November 1989*, BasisDruck.
- ND (1975.07.24) Vorgesehener Ablauf des Treffens in Helsinki; Finnlands Hauptstadt bereitet sich vor, in: *ND*.
- ND (1975.08.02/03) Repräsentanten von 35 Staaten signieren die Schlußakte der Konferenz von Helsinki u.a., in: *ND*.
- ND (1983.9.10/11) Abschließendes Dokument des Madrider Treffens, in: *ND*.
- ND (1989.01.16) Verhandlungen über konventionelle Rüstungen können nun beginnen: Absthlußdokument auf Wiener KSZE-Folgetreffen gebilligt, in: *ND*.
- ND (1989.01.20) Tagung des Thomas-Müntzer-Komtees in Berlin_ Erich Honecker: DDR leistet konstruktiven Beitrag für den Frieden, in: *ND*.
- ND (1989.01.21/22) Aus dem Abschließenden Dokument des Wiener Treffens, in: *ND*.
- ND (1989.11.10) DDR-Regierungssprecher zu neuen Reise-regelungen, in: *ND*. 邦訳『世界政治』1989.12.上:5
- Presse- und Informationsamt der Bundesregierung (1989) Honeckers "mutige" Vorhersage (Artikel), in: https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2014_Deutsche_Einheit/1989-01-19-honeckers-mutige-vorhersage.html
- (1989a) Abschließendes Dokument des Wiener KSZE-Folgetreffens, in: *DA*, 4/1989.
- (Hg.) (2016) Die Chronik der Ereignisse: vom 1. Januar 1989 bis zum 3. Oktober 1990, in: https://www.bundesregierung.de/Content/DE/DeutscheEinheit/Chronik_PDFVersion.pdf?_blob=publicationFile&v=15
- Riemann, Dietmar (2005) *Laufzettel: Tagebuch einer Ausreise*, Vandenhoeck & Ruprecht.
- Schabowski, Günter (2009) *Wir haben fast alles falsch gemacht: Die letzten Tage der DDR*, Econ.
- Schweisfurth, Theodor; Karin Oellers-Frahm (Hg.) (1993) *Dokumente der KSZE*, Deutscher Taschenbuch.
- Seiffert, Wolfgang (1983) Das Abschlusdokument des Madrider KSZE-Folgetreffens, in: *DA*, H.11.
- Stephan, Gerd-Rüdiger (Hg.) (1994) „Vorwärts immer, rückwärts nimmer!“, Dietz.
- Süß, Walter (1999) *Staatssicherheit am Ende*, Ch. Links.
- TSP (1989.01.20) Honecker: Mauer wird in 50 und auch in 100 Jahren noch bestehen bleiben, in: *TSP*.
- (1989.01.20a) Unsere Meinung: Die KSZE und die Mauer, in: *TSP*.
- Thomas, Daniel C. (2001) *The Helsinki Effect: International Norms, Human Rights, and the Demise of Communism*, Princeton U.P.
- Voß, Hans (1993) Konstruktivität und Dilemma der DDR-Außenpolitik: Ein Bericht des stellvertretenden Delegationsleiters der DDR über das Wiener Folgetreffen der KSZE (1986-1989), in: 1999. *Zeitschrift für Sozialgeschichte des 20. und 21. Jahrhunderts*²⁷, H.1.
- Winters, Peter J. (1983) Ungewisser Herbst, in: *DA*, H.11.
- Wrede, Hans-Heinrich (1990) *KSZE in Wien: Kursbestimmung für Europas Zukunft*, Wissenschaft und Politik. ZAIG 7438, in: BStU MfS.
- ZAIG 8677, in: BStU MfS. (一部のみ入手)
- ZAIG Tb Nr.3, in: BStU MfS.

²⁷ 本誌は2003年に「Sozial.Geschichte. Zeitschrift für historische Analyse des 20. und 21. Jahrhunderts」に改称。

「1999」は全号(1986-2002)ウェブサイト DigiZeitschriften にも掲載。